

平成21年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成21年3月2日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	都 市 建 設 部 長	清 水 建 也
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司	上 水 道 課 長	佃 田 眞 規
代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 予算常任委員長報告について
- 日程 7. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日程 8. 議案第 1号 斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程 9. 議案第 2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第 3号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 4号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 5号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程 13. 議案第 6号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程 14. 議案第 7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 15. 議案第 8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 16. 議案第 9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号) について

- 日程17. 議案第10号 平成21年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程18. 議案第11号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程19. 議案第12号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程20. 議案第13号 平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程21. 議案第14号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程22. 議案第15号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程23. 議案第16号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程24. 議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程25. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
(その1)
- 日程26. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
(その2)
- 日程27. 認定第1号 町道認定及び路線変更について
- 日程28. 同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日程29. 同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)
- 日程30. 同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その2)
- 日程31. 同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その3)
- 日程32. 同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その4)
- 日程33. 同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その5)

- 日程 34. 同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求める
ことについて (その 6)
- 日程 35. 同意第 8 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求める
ことについて (その 7)
- 日程 36. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 2
0 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 6 号) について)
- 日程 37. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (損害賠
償の額の決定について)
- 日程 38. 報告第 4 号 議会の委任による町長専決処分の報告について (平成 2
0 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4
号) について)
- 日程 39. 報告第 5 号 平成 21 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につい
て
- 日程 40. 報告第 6 号 平成 21 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につい
て

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時45分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより、平成21年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成21年第1回町議会定例会の開会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

新年早々の1月3日、興留6丁目地内において、午後9時14分、民家の建物から出火し、隣接する民家へも延焼し、斑鳩町消防団をはじめ消防機関と連携し、迅速に対応していただき、午後10時55分に鎮火いたしました。残念ながら住居の男性の方が亡くなりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、延焼した高齢者のご夫婦の方は、東公民館で一夜を過ごしていただき、翌日には町営住宅に入居をしていただいたところでございます。今後におきましても、安全で安心なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてをはじめ33議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

去る1月28日から2月3日までの5日間、辰巳、中西両監査委員には、平成20年度の定期監査等を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますと共に、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいります所存であります。

また、私の政策目標であります「夢と希望にあふれた人にやさしいまち いかるが」の実現に向け町政運営に邁進してまいりますので、一層のご理解、ご協力をよろしくお願い

願い申し上げます。

なお、平成21年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、12番、辻議員、13番、里川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月24日までの23日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月24日までの23日間と決定をいたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成20年第4回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、これより建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月18日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

まず1番目に、公共下水道事業について。

本年度の工事進捗状況ですが、龍田西汚水幹線工事は、平成21年1月末に完了しております。また、神南3丁目から5丁目地内の工事については、現在、シールド機械の

掘進作業が進められており、進捗率が40%となっている。平成19年度の繰り越し事業として進められている興留1丁目地内14工区－7工事、服部1丁目地内11工区－6工事に加え、平成20年度事業の神南3丁目地内2工区の2工事及び龍田2丁目地内4工区－3工事、阿波2丁目地内16工区－3工事、小吉田1丁目地内3工区－3工事については、すべて完了しています。

次に、興留1丁目地内14工区－8工事、龍田西6丁目地内1工区－10工事については、それぞれ管渠埋設工事を進めており、進捗率約80%から90%となっている。なお、龍田3丁目地内4工区－2工事及び興留9丁目地内19工区－5工事については、それぞれ進捗率50%となっています。

以上が本年度発注しております面整備工事の進捗状況ですが、すべて年度末には完了出来るよう作業が進められております。

続いて、平成21年1月31日現在の接続に関する状況ですが、申請受け付け件数が1,674件、検査済み件数が1,645件、融資あっせん利用件数が30件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件となっている。なお、利用戸数については、1,904戸との報告がありました。

次に、平成21年度に整備を計画している区域について報告がありました。

その内容は、神南3丁目から5丁目地内にある2工区－1工事については、平成21年度までの継続事業として取り組んでいる路線で、平成21年12月中旬に完成する予定となっている。

次に、面整備については、平成20年度に引き続き、龍田2丁目、龍田西6丁目、神南3丁目、神南4丁目、神南5丁目、興留9丁目区域の整備を進めると共に、興留1丁目、龍田南2丁目区域の整備に着手していきたいとの報告がありました。

委員より、事業の遅れている区域についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者より、事業認可区域においては、年度ごとに順次整備を進めている。また、認可区域に入っていない区域については、今後、効果的に整備が出来る区域を選定し、順次に整備拡大を進めていくとの答弁がありました。

また、他の委員より、合併浄化槽の事業が見直される中、公共下水道事業と比較した場合の検討はされているのかとの質疑があり、理事者より、全国的に手法の一つの考え方が提示されておりますが、投資効果、事業効果の得られる区域を公共下水道事業で行うことが必要と考えているとの答弁があり、委員より、公共下水道事業と合併浄化槽の

設置による事業比較表を提示するよう要望がありました。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、2番目の都市計画道路の整備促進について。

まず、いかるがパークウェイについては、現在、稲葉車瀬区間の岩瀬橋下部工事については、順調に進められている。迂回路の確保、橋台付近の一部追加工事等で、3月末まで工期を延長して工事を進める予定。また、稲葉車瀬区間の東側約半分で概ね道路の形をつくる稲葉車瀬地区改良工事、延長331メートルについては、国の方で入札が行われる予定となっている。

次に、竜田川から三室交差点間の道路構造については、現在、警察と交差点協議や紅葉ヶ丘の自治会の方々との協議も進めている。また、沿道の三室自治会に対して、道路構造の説明を行い住民の方のご意見を賜りたいということで協議の申し入れを行っているとのこと。

次に、五百井興留区間については、道路構造の検討案がまとまりつつあり、今後、地元の皆様と具体的に協議をお願いしていく予定との報告がありました。

また、第21回のいかるがパークウェイ推進協議会を昨年12月25日に開催され、国から工事の進捗状況や今後の工事予定、岩瀬橋の景観検討について議論し、取りまとめをしていただき、その結果をいかるがパークウェイ推進協議会広報に掲載し、町内各戸に配布したとの報告がありました。

次に、稲葉車瀬区間の文化財の発掘調査については、このたび、発掘調査の結果について説明会を開催されることになり、説明会は、檀原考古学研究所の主催で、生き生きプラザ斑鳩において、3月14日、土曜日、午前10時から12時の間で予定されている。

次に、国道25号の交通安全対策について。

住民の皆様や議会の方々から、歩道の設置など現在の国道における歩行者等の通行に対する安全対策についてご意見やご要望がある中、今回、国の方でより積極的に危険箇所対策に取り組むようになり、斑鳩町内3区間について調査に入るとの報告がありました。

まず、1つ目の区間として、竜田大橋の西側、東側の前後、2つ目は、龍田神社前の信号付近から斑鳩中央公民館の間、3つ目は、法隆寺観光駐車場から県道大和高田斑鳩線との交差点の間の3区間で調査を行うとのこと、2月4日から現地の調査が行われ、

今後、交通安全対策の具体的な方策について国と十分調整を図り進めていくとの報告がありました。

以上がパークウェイについての進捗状況です。

続いて、都市計画道路法隆寺線については、現在進められている法隆寺線整備工事2件については、順調に工事が進んでおり、小吉田側の工事については、進捗率約80%、龍田南側の工事については、進捗率約40%との報告がありました。

委員より、文化財の発掘調査等について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は、割愛させていただきます。

3番目に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて。

初めに、駅南口の1号線整備工事については、現在、公共下水道工事あるいは上水道工事と並行して道路北側歩道設置等の整備工事を進めており、進捗率約75%程度となっている。

続いて、2号線では、新家地区において道路計画と並行しながら計画が進められている土地区画整理事業については、県で線引きによる市街化区域編入に伴うヒアリングも予定されていることから、地元協議の日程調整を行っている。

次に、駅北口の5号線については、駅北口広場整備工事を年明けより本格的に着手しており、現在まで主に排水施設等の埋設工事が完了し、現在、東側歩道の工事等を行っており、進捗率は約65%となっている。また、施工範囲となっている付近は、歩行者や車両の通行が多いことから、今後、必要に応じて夜間工事での対応も行いながら、安全対策に努めるとの報告がありました。

以上がJR法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況です。

委員より、駅前の防護柵の鎖についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

以上、継続審査案件については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3月定例議会に提出が予定されている案件について。

(1) 町道認定及び路線変更について、定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであり、委員からは、道路幅員についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、(2)平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて、（３）斑鳩町町営住宅入居申し込みの状況について、（４）土砂災害警戒区域の指定について報告がありました。

その内容は、土砂災害防止法、正式名称は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が平成１３年４月に施行されたことにより、全国の約５２万カ所あるとされている土砂災害が発生する可能性がある危険な区域を明らかにし、日ごろからの備えと、いざという時に避難場所に速やかに避難することを目的とした法律であります。

奈良県では、平成１９年度から、危険と避難の必要性から、土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域を指定されている。当町においては、土石流の危険箇所は１６カ所、急傾斜地の危険箇所は１０カ所として区域指定される見込みであり、今後の町の取り組みとして、土砂災害警戒区域の指定をされましたら、土砂災害のおそれのある区域をさらに明確にして、地域防災計画の警戒避難体制の整備や各家庭に既に配布している洪水ハザードマップを改訂し、より詳細な危険区域を記載し、住民の皆さんに危険箇所や避難場所の周知を図ることにより、防災意識の向上に努めるとの報告がありました。

以上、４件の報告がされている。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、１つ目に、昭和町、笠町の大雨の対応について、２つ目に、昭和団地前の大和川緑地公園の草刈り処分について質疑がありました。詳細は割愛させていただきます。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における厚生常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。１３番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る２月２０日、金曜日に、全委員出席のもと委員会を開催いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、１、継続審査案件、総合保健福祉会館の運営に関することについてを議

題とし、まず12月、1月の利用状況についての報告がされました。

12月の来館者数は4,134人、1月は3,430人で、それぞれの施設の利用状況は、会議室等で、12月738、1月450、子育てサロンでは、12月が480、1月612、歩行浴では、12月81、1月で97、保健事業では、12月に1,763、1月では1,078、足湯では、12月に1,153、1月では1,193であるとの報告がされました。

それとあわせて、施設整備については、利用者の皆さんなどの要望により、足湯の囲いを12月に設置、また芝生の広場に安全面を考慮し生け垣の設置を行ってきた。また、道路の安全性を確保するため、施設内から道路へ出る停止線に止まれの文字を書き、駐車場内には2カ所に徐行の文字を書いている。また、館内のわかりやすい利用のため、トイレなど案内サインの設置などを進めているところであるという報告を受けました。

委員より質疑をお受けいたしましたところ、1つとして、会議室などの貸し館としての稼働率についての質疑と、今後の休日利用の意見があり、一定の答弁がされています。

また、2つとして、狭い歩行浴室の利用は盛況に行われているが、介助浴室の利用状況はどうなっているのかという質疑に対して、12月に1組の方が7回使用されましたが、その方たちが施設に入所をされ、1月以降一度も利用がないという答弁がされております。

これらにつきましては、今後の対応について、また新年度から訪問入浴サービスが廃止されることによる利用の要件についての質疑があり、これらにつきましても一定の答弁がされております。

また、3つ目として、正面の木が、5本のうち1本枯れていたものの対応について、4つとして、社会福祉協議会の窓口対応についての質疑があり、これらについても一定の答弁がなされております。

以上、継続審査案件につきましては、報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2番目といたしまして、3月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けました。

1として、斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について一定の説明がされましたが、これについては特段の質疑はありませんでした。

2つとして、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について。第4期の保険料と、段階設定と保険料率についてなど主に説明がされ、新段階のそれぞれの被保険者の人口分布についての質疑がされ、それぞれの段階の人数について答弁がされております。

3つ目といたしまして、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について。これについては、入浴をしない方が長時間大広間で過ごされ、入浴をした方がくつろげないなどの意見があり、特に混雑した時など問題が起こることなどを解消するために、施設の利用については、入館料として入浴しない方からも料金を徴収し、それにあわせて小広間の利用についても料金をいただくようにするというものでした。

これらにつきまして、委員より、1つとして、趣旨はよくわかるが、当初から色々この問題は言われていたのに、なぜ、今、社会情勢が厳しい時なのに改正するのか。2つとして、町外の利用者もいらっしゃる中で、町内外の利用者への周知方法はどうか。3つとして、カラオケルームは入館料を取らないということで、小広間の利用との整合性や、また喫茶コーナーの対応について。4つとして、施設の位置から、入浴以外の目的で利用をされるケースも多いが、それらの対応について。5つとして、地元からの要望があったのか。また、これは行政主導で行おうとしているのかなど色々な質疑がされ、町の考え方が明らかにされましたが、まだ検討の余地があるのではないかという意見があり、終わりました。

4つ目といたしましては、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、減免に関するところで、介護保険条例の減免条項に合わせた改正をするというものでしたが、母子家庭や障害者の方の減免についての質疑もあり、一定の答弁がされております。

以上が、付議予定議案についての説明でございましたが、説明を受けたということで終わらせていただいております。

次に、3番目の各課報告事項についてを議題とし、たくさんございましたので、順次報告を受けていくことといたしました。

1つとして、斑鳩町要保護児童対策地域協議会設置要綱については、現在の子育てネットワーク斑鳩を充実させて、市町村の努力義務とされておりますが、新年度では委員の枠を広げて充実させるため要綱を設置するものであるという説明がありました。

委員より、斑鳩町では、虐待などで協議を必要とする件数がどの程度あるのかという

質疑があり、これについても一定の答弁がされております。

2つ目といたしまして、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）につきましては、定額給付金給付事業に伴い、子育て応援特別手当支給事業が行われるので、福祉課所管となることから報告がされております。該当する児童は400人程度で、給付は申請から6カ月以内に行うことになっており、臨時職員を2名採用して、近隣市町村からおくれをとらないように確実な事務の執行に当たるということなどが報告をされております。

3つ目といたしましては、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、資料である歳入歳出総括表に基づき住民生活部所管について説明を受けましたが、委員より特段の質疑はありませんでした。

4つ目といたしまして、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について。これについても、歳入歳出総括表に基づいて報告を受けました。そして、特に、これまでにない介護従事者処遇改善臨時特例交付金の取り扱いについてという顕著なものがありましたので報告がされましたが、委員より特段の質疑はありませんでした。

5つ目といたしまして、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、及び6つ目として、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）の2件につきましては、同一事故に係る損害賠償の額の決定とその予算措置なので、一括議題の取り扱いをして報告を受けました。

委員より、事故の過失割合とその処置の仕方について、またいかるがホールでバイクを盗まれたという事件があったが、その時の職員と同一人物なのかなどの質疑があり、これらについても一定の答弁がされています。

7つ目といたしまして、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について。これにつきましては、高額療養費などのこれまでの給付状況などについて主に整理をされてきておりますが、特に70歳から74歳の自己負担割合の2割というものをこれまでの1割に凍結した結果、療養費等指定公費立替金という新しい項目を立てまして処理をしていくということなどが主に説明がなされておりましたけれども、これについても特段の質疑はございませんでした。

8つ目といたしまして、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号)については、広域連合への納付金が増となり、一般会計から繰り入れるというものでしたが、これについても特段の質疑はありませんでした。

また、その他の報告として、各課から3つほど報告がございました。

その1つといたしましては、災害時の要援護者に係る民生児童委員さんによる聞き取り調査について。これは、災害時に備えた実態調査が行われてきましたが、このアンケート調査だけでも不足する項目があるというようなことを、結果をまとめていく中で出てきて、きめ細かい個別の状況をさらに把握しようということから今後進めていくということで、住民皆さんにもご協力をいただく問題であるので、議会へ報告がされたところ です。

また、2つ目といたしましては、国民健康保険税条例の改正についてなんですが、現行の条例改正には間に合わない点について報告がされております。国保の介護分の限度額が9万円から10万円に引き上げられることについては、保険料として設定されているところには3月議会で間に合うんですが、斑鳩町では保険税ですので、地方税法関連の整備がされるまで政省令などがおりてこないということで、現在ではまだ、3月議会では間に合わないのではないかとということもあり、報告がされました。

それとあわせて、2割軽減の除外規定の削除、これについても保険料の方ではもう既に整備はされておるんですが、これも保険税の方では、現行ではまだ間に合っていないということになって、説明、報告がされました。

これらにつきまして、委員より特に質疑もなく終わっております。

また、3点目についてですが、ISO14001の更新審査についての報告がされました。2月5日、6日の2日間で、3年ごとに更新となる審査が行われ、2月23日に、判定機関において無事審査をクリアしたことの報告がされましたが、これについても特段の質疑はありませんでした。

以上で各課報告事項を終わり、次に4番目のその他について、各委員より質疑をお受けいたしました。

1つとしては、2月10日に議会が自治会連合会との懇談会を行いましたけれども、その時に、自治会連合会の方から、環境問題について、特に斑鳩町は文化遺産のまち、観光の都市でもあり、もっともっときれいなまちを目指すために、何か罰則規定を設けたような条例などをつくることは出来ないのかというようなご意見もいただきました。

これにつきまして、その時、私も厚生委員長として色々発言もさせていただいた経過

があり、そのことについて、今後、当委員会としてどうしていくのかという委員よりの質疑がございましたが、当委員会としては、今後も他の市町村にあるこれらに関する条例などの学習会などを、担当課にも協力をしていただき勉強会などしながら、今後、改正をしていけるものなら実現をしたいということで、今後の当委員会の課題ということで位置づけをさせていただきました。

また、2つ目といたしましては、「好きやねん斑鳩」のビラにございました生き生きプラザ斑鳩の村本建設の請負金額について、書き方が、総事業費と請負金額では別なのではないか、これは数字が違うのではないかなどの意見があり、これについては、請負金額は9億9,000万円、また事業費としては13億6,000万円であるというように答弁がされております。

以上、委員からのその他の質疑などもお受けし終わらせていただいたところでございます。

以上が、厚生常任委員会の委員長報告でございますが、案件がたくさんございました。細かい点につきましては、会議録に整理をさせていただきますので、議員皆様には、またご覧いただければ幸いかと存じます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。9番、中西委員長。

○総務常任委員長（中西和夫君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

去る2月23日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査案件の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

まず、文化財活用センター整備工事について、現在、旧法務局建物内部等の撤去工事を進めており、来月には管理棟の基礎工事や展示工事等に取りかかっているとの報告を受けました。

次に、史跡中宮寺跡の整備について、史跡整備のデータをさらに得る目的から、県教育委員会や史跡中宮寺跡整備検討委員会の現地指導を得、調査区の拡張や新たに設定す

るなどして、金堂基壇の発掘調査を進めているとの報告を受けました。

委員より、文化財活用センターについて、ハコモノ行政とって無駄だと批判をされている方がいるが、活用センターの必要性をアピールするようなことは考えているのかとの質疑があり、理事者より、工事の進捗状況を見ながら広報をしていく必要があると思っている。また、機会があれば、町民の宝物を設置する施設であるということの説明をしていきたいと考えているので、議員皆様方よろしくお願ひしたいと答弁がなされております。

次に、安田家の古文書について質疑があり、理事者より、昨年度で完了した調査票を基礎として、今年度は、古文書目録や重要な古文書について、現在の字体に釈文する作業を行い、また、昨年撮影出来なかった古文書や絵図の撮影が完成している。現在、調査報告書の原稿を印刷会社に入稿しており、校正後、調査報告書300部について、3月末の納品を予定している。一般向けのパンフレットについては、調査報告書のエッセンスを抜粋した形で新年度に作成していきたいとの答弁がありました。

次に、史跡中宮寺跡の発掘調査について、調査区を拡張することによる調査期間についての質問があり、理事者より一定の答弁がなされております。

次に、各課報告事項についてであります。

まず初めに、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、理事者より、国の第2次補正に計上された定額給付金及び子育て応援特別手当の交付について、国の関連法案が可決になれば、近隣の市町と時期を大きくおくれることなく定額給付金等の支給事務を行うため、去る2月19日付で、事務経費及び給付金は全額国庫補助金により執行することから、町長専決処分を行ったとの報告がありました。

定額給付金給付事業の事業内容については、給付対象者は、平成21年2月1日において、住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者。給付額は、給付対象者1人につき1万2,000円となっている。ただし、基準日において、65歳以上及び18歳以下の者については、1人につき2万円となっている。給付申請の受け付け開始日については、国の関連法案が成立後3月末から4月にかけて申請書を発送し、4月末までには第1回目の振り込みをするという目標にしているが、定額給付金に係る関連法案が成立しておらず、不確定要素が多いため、何月何日と言えない状況である。給付申請の期限については、受け付け開始日から6カ月となっている。事業費

については、給付金が4億3,578万円、事務費が2,285万5,000円、合計で4億5,806万5,000円で、全額国庫補助金との報告がありました。

次に、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、理事者より、当委員会の所管に係る歳入歳出の補正予算として、歳入では、世界的な金融危機による経済状況の悪化により、県において減収すると見込みが示されたことから、利子割交付金で300万円、配当割交付金で300万円、株式等譲渡所得割交付金で1,500万円の減額補正。

次に、国庫支出金では、教育費国庫補助金で、個人住宅建物等に伴う発掘調査費が発生する見込みがないことから、文化財発掘事業費補助金128万円の減額補正、総務費国庫補助金では、国の第2次補正予算において、地域活性化・生活対策臨時交付金が創設されたことから、その交付限度見込み額5,320万円の追加補正。

次に、県支出金では、総務費県負担金で、税源移譲による個人住民税の減税措置に係る県民税分の償還相当分660万円の減額補正。

次に、教育費県補助金では、教育費国庫補助金と同様の理由により、64万円の減額補正。

次に、財産収入では、土地賃借料5,000円、基金利子238万3,000円の増額補正。

次に、寄附金では、福祉費寄附金で15万円、教育費寄附金で26万1,000円の増額補正と、都市計画費寄附金で11万円の追加補正。

次に、町債では、教育債で530万円の減額補正と総務債で2億6,440万円の追加補正になっている。

歳出予算の補正では、総務費で、職員退職予定者特別負担金3,153万2,000円、財政調整基金等積立金255万3,000円の増額補正と、町土地開発公社所有地の買い戻し費用2億6,469万4,000円の追加補正、税源移譲による個人住民税の減税措置に係る償還金1,800万円の減額補正。

次に、民生費では、福祉基金への積立金2万円の増額補正。

次に、教育費では、幼稚園園舎の2次耐震診断を前倒して実施するため、その所要額430万円の追加補正、個人住宅建物等に伴う緊急発掘調査費256万円の減額補正と、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金25万1,000円の補正。

次に、公債費では、平成20年度定時償還に係る利子額が確定したことから、2,7

64万6,000円の減額補正。

次に、予備費では、今回の予算補正に要する財源2,913万3,000円を充当する補正。

次に、継続費の補正では、文化財活用センター整備事業費に係る継続費について、事業費の総額及び平成21年度の年割額の変更。

次に、繰越明許費では、幼稚園園舎耐震補強事業430万円の予算措置となっている。

最後に、地方債の補正では、土地開発公社の保有地の買い戻しに活用する地域活性化・緊急安心実現総合対策の追加と、学校教育施設等の整備事業の限度額の変更となっているとの報告がありました。

次に、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、理事者より、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が平成21年5月21日から施行されることに伴い、人事院規則の一部を改正する人事院規則が平成20年5月30日公布、平成21年5月21日から施行されることに伴い所要の改正を行うものとの説明がありました。

次に、放課後子ども教室について、理事者より、放課後子ども教室を小学4年生から6年生を対象に平成20年9月から11月の3カ月間試行として実施し、アンケートをとったところ、児童からは、学年の違う子どもや地域の人、またお年寄りの人との交流が出来てよかった、色々なことが体験出来てよかった、昔の遊びがとても楽しかった。また、保護者からは、子どもにやさしく接して下さり、安心して参加させられたなどの意見があり、子どもたちには好評であった。

そして、協力団体においては、いい経験をさせてもらったなどの好印象を受けた反面、参加児童の少なさや、他の協力者や団体の参加についても検討をしてほしいとの意見があり、またPTAからは、低学年からの実施要望もあり、運営委員会で協議をした結果、平成21年度は、募集対象を全学年対象にし、再度試行的に実施をしていくことになったとの報告がありました。

委員より、今年度試行的に実施し、来年度もまた試行的に実施するののかとの質疑があり、理事者より、運営委員会の話の中では、4年生から6年生の保護者の場合だと、フルタイムで働いておられる方が多いが、1年生など低学年の保護者の場合、パートタイムで3時か4時には帰っておられるので、迎えに行けるのではないか。また、学校支援地域本部の出前講座を行った中で、ボランティアで家まで送るという方もおられること

から、再度、全学年で試行していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、前回の説明では、1年生から6年生までを対象にすると体力の差があるということで4年生から6年生に絞ったのではないか。また、学校支援と放課後子ども教室は別の考え方ではないかとの質疑があり、理事者より、学童保育の問題と体力差があることから4年生から6年生で実施をしたが、運営委員会では、協議をした結果、指導内容の吟味、グループ分け等工夫していく必要があるが、高学年の児童がリーダーシップや思いやりの心を育てていくことも社会教育に重要な要素であることから、対象を広げて実施したい。また、放課後子ども教室は、学校外活動に対する支援で、放課後の居場所づくりのための事業であり、学校支援地域本部は、地域の人材を活用した学校への支援事業で、厳密に言えば両者は異なるものであるが、類似した点も多くあり、協力していただくということでまとまったとの答弁がありました。

委員より、学校支援地域本部と放課後子ども教室の類似点は理解出来るが、放課後子ども教室の参加者が少ないのであれば、シャットアウトして学校支援地域本部の方に重きを置いていただければいいのではないか。そうすることで子どもたちも全体が対象になるので、学校支援地域本部の方に力を入れていただきたいとの意見がありました。

次に、その他の報告事項について、理事者より、龍田ネオポリス防火水槽設置工事について、幼稚園教諭採用試験の実施結果について報告がありました。

次に、その他について、委員より、ふるさと納税について、斑鳩町の現状はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者より、本年度の寄附金は91万9,313円となっている。このうち、個人からの寄附は36名で62万4,000円で、町外からいただいた寄附は33名で56万1,000円となっているとの答弁がありました。また、委員より、本来なら斑鳩に入る税金が他の市町村に行ったというのはわからないのか、ふるさと納税のPRについての質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、予算常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における予算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。14番、木澤委員長。

○予算常任委員長（木澤正男君） それでは、予算常任委員長報告をさせていただきます。

閉会中の2月24日、全委員出席のもと予算常任委員会を開催いたしましたので、その審査の概要について報告いたします。

初めに、各課報告事項として2件の報告がありました。

まず最初に、1、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）は、国の第2次補正予算に計上された定額給付金事業及び子育て応援特別手当支給事業について、国会で関連法案が可決されれば、近隣の自治体と時期を大きくおくることなく支給事務を行うため、議会の委任による町長専決処分事項として、2月19日付で専決処分をした。

このうち、定額給付金事業について、給付対象者は、平成21年2月1日において住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者である。給付額については、給付対象者1人につき1万2,000円であるが、基準日において65歳以上18歳以下の者については、1人につき2万円である。また、事業費総額は、4億5,806万5,000円であるとの説明がありました。

次に、子育て応援特別手当支給事業については、支給対象者となる子どもは、世帯に属する3歳以上18歳未満の子どもが2人以上おり、かつ平成20年度において小学校就学前3年間に該当する第2子以降の子どもが対象となる。手当の額は、対象となる子ども1人当たり3万6,000円である。事業費総額は、1,546万円である。

なお、どちらの事業も、財源は事務費も込みで100%国庫負担であるとの説明がありました。

さらに、これらの事業に対応するための臨時職員については、昨年からの雇用環境の悪化に対応するため、緊急雇用対策としてハローワークで募集をしているなど担当課長より説明を受け質疑をお受けしたところ、委員より、基準日以降に当町に引っ越して来られた方への対応はどうなるのかとの質疑があり、理事者より、2月2日以降に引っ越して来られた方については、2月1日に住民登録がある自治体から申請書が送られてくるが、申請書が届かないなどのトラブルなどが発生した場合には、相談に応じて対応するとの答弁がなされました。

また、委員より、臨時職員の募集について質疑があり、理事者より、臨時職員につい

ては、派遣切りなどで職を失った方については優先的に採用するという事で募集をしている。時給は750円である。臨時職員の採用期間については、定額給付金事業では3月16日から6カ月間を、子育て応援特別手当支給事業では4月1日から2カ月間を予定しているとの答弁がなされました。

また、委員より、申請から受け取るまでの事務的な流れについて、定額給付金の対象者数について質疑があり、理事者より、まず町が対象となる世帯の各世帯主に申請書を郵送し、それを世帯主が記入し、返送または直接役場に持ってきてもらう。その後、内容を審査し、給付の決定をした後、本人が指定した口座に振り込むが、どうしても振り込みがだめな方は、役場まで来てもらい直接手渡しするという流れである。

また、対象者数については、65歳以上の方が6,593人、18歳以下の方が4,948人、19歳から64歳の方が1万7,080人で、合計2万8,621人であるとの答弁がなされました。

次に、2点目として、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、平成20年7月22日、国保医療課所属の徴収員が徴収業務中に原付自転車同士の交通事故を起こしたことに係る損害賠償である。その後、相手方に33万1,977円を支払い、平成20年12月18日に示談が成立し、損害賠償の額が決定したので補正予算として計上したなど担当課長より説明を受け質疑をお受けしたところ、委員より、相手方の怪我の具合や損害賠償金額の内訳について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上、各課報告事項の2件については、あらかじめ報告を受けたということで終わりました。

次に、継続審査案件として、予算補正を必要とする事務事業について、12月定例会に提案を予定されている一般会計と特別会計に係る補正予算5件について報告、説明を受けました。

まず最初に、1、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,533万3,000円の追加を行うとして、主なものでは、地域活性化・緊急安心実現総合対策債を活用した土地開発公社の所有地処分2億6,469万4,000円や、また地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、鳩水園の改修や町立幼稚園の耐震診断など必要な事業を前倒しして行うなど、担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、福祉作業所の運営支援について質疑

があり、理事者より、福祉作業所の運営支援については、町外の福祉作業所に通う方が1名増で2名になるため、町が負担金を支払うものであるとの答弁がなされました。

また、委員より、火葬場の周辺対策・土地改良事業への支援について質疑があり、理事者より、これについては、東里自治会から要望が上がっているもので、もともと2カ年で計画されているポンプアップ工事だが、地元自治会で詳細に協議をした結果、新たに加圧タンクの設置が必要となったため、追加工事となった。そして、その要望が上がってきたのが2月であったので、新年度予算に間に合わなかったという点と、地元から、来年度の6月から7月に行う作付けにどうしても間に合わせたいとの強い希望があった。そうすると、来年度で補正を組んでいては間に合わないということから、足りない部分を今年度の補正予算で計上した。

さらに、費用の関係では、この事業は地元で土地改良事業として行っていただき、地元負担の分を補償として火葬場の周辺対策で予算計上しているため、650万円ずつの計上になっている。もともと今年度の当初予算では800万円を計上していたが、今回の追加工事で1,300万円をプラスして、今年度で工事を施工するものである。補償事業については、地元との覚書に基づいて年度ごとに行っているとの答弁がなされました。

また、委員より、保育費広域入所の充実について質疑があり、理事者より、広域の保育所入所については、当初69名の予定が現在81名に12名増加しているとの答弁がなされました。

次に、2、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ571万1,000円の追加を行う。主な内容は、高額療養費共同事業拠出金の確定に伴う増減や財政調整基金利息の受け入れを行うなど担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特に質疑等はございませんでした。

次に、3、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,679万1,000円の減額を行う。主な内容は、公共下水道事業への接続件数見込みの減による分担金及び負担金900万円の減額や、平成21年度整備予定地区の面整備を先行発注するため、工事請負費で1億円の繰越明許を行うなど担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、現在の接続可能戸数と接続件数について質疑があり、理事者より、接続可能件数が約3,000件であるのに対し接続件数は1,674件であり、接続率は50～60%で推移

している。今後も、整備区域の拡大と並行して、接続可能となったところには、訪問なども行い、加入してもらえるよう働きかけていくとの答弁がなされました。

次に、4、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,201万4,000円の追加を行う。主な内容は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受け入れ、また介護給付総額が見込みを上回ることから、介護給付費の増額と基金積立金の減額、また介護保険システムの改修に伴う増額補正を行うなど担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特に質疑等はございませんでした。

次に、5、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ498万4,000円の追加を行う。主な内容は、後期高齢者保険基盤安定負担金の確定に伴うものであるということで担当課長より説明を受け、質疑をお受けしたところ、特に質疑等はございませんでした。

以上、閉会中の継続審査案件については、あらかじめ報告を受けたということで終わりました。

次に、その他についてを議題とし、質疑、ご意見等がないかお尋ねしましたが、特にございませんでした。

以上が、閉会中における当委員会の審査の主な概要であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程7、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、平成20年度定期監査結果についてご報告申し上げます。

お手元の監査結果報告書のとおりでございますが、少し補足をしながら説明をしたいと思います。

監査結果報告書、まず2ページでございますが、「監査の概要」。

監査の期間でございますが、記載のとおり、1月28日から2月3日まで延べ5日間監査を実施いたしました。その後、2月10日まで、報告書の作成でありますとか、あるいは意見部分のまとめでありますとか、そういったものに日数を要しておりますが、

そこでは記載を省略しております。

監査の実施者、それから監査の対象は、監査委員 2 名が全部局を対象に監査を実施いたしました。

監査対象及び範囲でございますが、主として予算の執行状況、それから工事の執行状況、財産の管理状況、こういった点について、地方自治法に定めますところの、地方自治法の第 199 条第 1 項の経営に関する事業の管理と、同 3 項、住民の福祉の増進に努めているかどうか、最少の経費で最大の効果を上げているかどうか、あるいは組織の合理化に努めているかどうかについて、意をもって対象事項の当否を確かめたところでございます。

監査の目的、着眼点、監査手続き、記載のとおりでございます。正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の視点から、通常の監査手続、いわゆる証憑突合、帳簿突合、計算突合等の、あるいは質問、説明聴取等の一般監査手続、それから必要に応じまして書類を閲覧するとか、重要書類を閲覧するとか、あるいは現品を実査するとか、現地に赴きまして工事の進捗状況とその管理についてどうしているか、適切に行われているかどうかといった点について監査手続を実施いたしました。

監査の結果は、4 ページ、上段のとおりでございます。

予算の執行状況につきましては、「監査の結果、監査の対象となった各課等の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行されているものと認められた。

また、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳されているものと認められました。

一般会計、各特別会計及び水道事業会計にかかる平成 20 年 12 月末日現在における歳入歳出予算の執行状況の概要は以下のとおりである」という監査結果でございます。

監査結果は以上のとおりでございますが、次に 4 ページの中段以下、予算の執行状況について若干ご説明しておきます。

まず、4 ページ、一般会計、収支の状況でございますが、収支の状況は記載のとおりでございますが、後ろの方の 15 ページ以下に別表がついております。15 ページ、16 ページに一般会計の収支の状況が表に書いてありますが、歳入歳出とも記載のとおり、やや前年より執行率は上がっております。しかし、これに関しましては、特段の問題点はないというふうに思われます。

それから、歳入の状況でございますが、記載のとおり、12 月末現在で、4 ページの

下から8行目あたりに書いてありますが、町税全体で4,593万3,000円の減少になっております。これは、町税の収納状況が26ページに別表10というふうに出ておりますが、目下大不況でございまして、そういったところから、当町といたしましては税収のウエートは低いとは思われますが、法人町民税は落ち込んできております。この間からの色んな報道によりますと、ひどいところではもう税収が半分ぐらいになっているというようなところもあるようでございますが、今後もさらに落ち込んでいくのではないかと。あるいは、法人税の予定申告で納税された税額が確定申告において還付をしていかなければならないというのが出てくるのではないかとというふうに思われます。

それから、町税の収納率であります。年々これは上昇してございまして、一昨年が73.6%、昨年が74.0%、本年度は74.3%、若干ではありますが改善されてきております。この点につきましては、また後ほどお話ししたいと思います。

それから、5ページの上の段でございまして、使用料及び手数料収入でございまして。これらの方の収入の執行率も向上してございまして。特に町営住宅家賃、あるいは駐車場の使用料の滞納が大きく改善されてきてございまして。この辺につきましても、後ほどもう少しお話ししたいと思います。

それから、5ページの真ん中、歳出の状況であります。このあたりは、ほぼ著変はございません。ただ、民生費で、前年度比相当の執行率が上がっておりますが、この辺は、民生費あるいは衛生費あたりのところは、制度が色々変わったりしますと、色んなそういった変動が起きるわけでございまして、単純に比較は出来ないということで、全体といたしましては特段の問題点はないというふうに思われます。

それから、7ページへ行きまして、国民健康保険事業特別会計でございまして。

国民健康保険制度も、後期高齢者医療制度の創設があつたりいたしまして、これも単純に前年度と比較は出来ませんが、中ごろに記載してありますように、全体の収納率は、前年同期の55.7%と比較し4.3ポイント減の51.4%というふうになっております。若干収納率は下がっております。

それから、後期高齢者医療制度が出来たんですが、前年と比較いたしますと、国民健康保険税の収納済額は、前年が6億2,187万6,000円、当年度が5億3,784万2,000円となっておりまして、そういった後期高齢者医療制度が分離されました関係で、8,403万4,000円保険税の収納済額は減少しております。

保険給付費の方は、12月末で、前年度が13億7,086万円、当年度が13億9,

072万円ということで、差し引き1,986万円保険給付費は増加しております。

健康保険税が8,400万の減収、保険給付費が1,986万の増加ということで、上下合計1億389万4,000円、健康保険税と保険給付費の関係で見ますと、さらに収支は悪化しておると、こういうふうになります。

また、全体の収入も、前年度が12月末で17億607万5,000円であったものが、当年度16億2,895万6,000円となっております、7,711万9,000円、全体の収入が減少しております。

支出の方は、その中には繰上充用額が入っておりますので、それを引きますと、前年度が19億7,253万2,000円、当年度が19億6,436万3,000円で、差し引き816万9,000円減少はしておりますが、収入の減少の7,700万の方が多くて、いずれも減少しておりますが、差し引き6,895万、差し引きでは収支は落ちているということで、相変わらず国民健康保険事業は厳しい状態が続いている、そういった状況を呈しているというふうに思われます。

それから、8ページの老人保健特別会計、それから後期高齢者医療特別会計、龍田財産区特別会計は記載のとおりでございます、特段に申し上げることはないというふうに思われます。

9ページへいきまして、公共下水道事業特別会計でございますが、これはそこに書いてありますように、歳入の執行率が20.4%というふうに前年度よりかなり上がっておりますが、これは22ページに、公共下水道事業特別会計の予算の執行状況を別表6で挙げさせてもらっておりますが、町債の執行が1億8,320万円、それから国庫支出金の収入が1億4,420万円というのが執行されておりますが、前年度は12月末現在でこれらが執行されておられません。それを除きますと執行率は3.7%ということになりまして、前年度と大差がないというふうになっております。

歳出の方は、前年度と比較いたしまして、前年度が予算現額が21億8,413万9,000円であったものが、当年度は19億5,033万ということで、2億3,389万9,000円予算総額が縮んでおります。その上になお、工事費が前年度に比較いたしまして約1億円、支出が前年度より上回っております。そういった関係で、支出の方の執行率が上昇しておるといふふうになるかと思えます。

先ほど予算常任委員会の方で報告があったと思いますが、加入負担金は執行率がかなり低いんですが、これは龍田西汚水幹線の工事の工期が、何か道路の中に障害物という

んですか、埋蔵物、何かそういうようなものがあつたそうで、工期が延びております。そんなことで、接続の時期がずれて収入済額が未達になるということで、減額補正されたようであります。

9 ページ下、介護保険事業特別会計でございますが、記載のとおりでございます。ただ、保険料収入が前年に比べまして388万4,000円増収となっておりますが、歳出の方、介護給付費の方が、前年に比べまして7,252万6,000円と支出の方が増加しております。こちらの方も、約7,000万近く収入の伸びに比べまして給付費の負担がふえてきておるといふことで、収支が悪化しておるかなというふうなところでございます。

それから、収納率も、特別徴収の方はまあまあ満額入ってきておりますが、普通徴収の方で、前年に比べますと、前年が84.7%、当年度が80%ということで、4.7ポイント下落いたしております。滞納額が、繰越分が12月現在で1,211万3,000円、それから現年度分が12月末で1,194万8,000円、合計2,406万1,000円と、じりじりとたまってきております。年度末で、2,000万にならないと思っておりますが、かなり近くなるかもわからないかなというふうな推定されます。

10 ページ、水道事業会計でございます。こちらの方は、収益的収支、それから資本的収支とも順調に推移いたしております。それから、資金収支、キャッシュフローでございますが、前年よりやや手元キャッシュが減ってきておりますが、当分資金繰りの心配はないというふうに見込まれます。

それから、財産の管理状況でございますが、現地あるいは現品と台帳と照合いたしまして、財産が実在しているかどうか、あるいは保管状況が妥当かどうか、あるいはそれが活用されているかどうか、そういった面について確かめましたが、監査を実施した範囲では、特段の問題はございませんでした。

以上が、収支の執行状況、あるいは財産の管理状況でございますが、12ページ以下、「監査に添える意見」でございます。これは、監査委員としての参考意見でございます。これは、こんな点についても配慮して運営してみられたらどうかというようなことを若干申し上げておるところでございます。特に具合悪い面があるとか、あるいは改善を要する問題があるというようなものではございません。参考にいただければというような内容でございます。

少し読んでみますが、12ページの上から、「定期監査の結果はおよそ以上の通りで

あるが、折しもアメリカの金融危機に始まった世界大恐慌の嵐が吹き荒れている。昨日迄超優良企業と云われていた会社が軒並みに今日は大赤字見込みの決算見通し発表が連日続けられている。このままでは近いうちに世界の企業の大半が倒産するのではと思わせるような様相すら見せている。

アメリカを覇権国とする世界経済秩序の終焉を告げる壮大なドラマの開始と断じている論者もあつたりする中、企業の行方や人々の生活はこの混沌とした情勢の中、果たしてどうなるのか、安心しておられる階層は多くないであろう。

そうした中、当町財政運営も定期監査の段階では町税の収入減がやや見られる程度で今のところ止まっているが、上記のような企業業績の急激な悪化は、今後徐々にボデーブローとなって効いてくることは間違いないであろう。その為には何よりも町行財政体質の強化をより図る必要があるものと考えられる。以下はその方途としての意見を若干述べておきたい」。

要するに、地球規模の大不況が、今、どんどん続いておる。長い間、世界中のほとんどの国は、アメリカの大量消費に支えられて経済が維持発展してきたわけであります。しかし、今後は、そうしたアメリカに頼っていた国々の生産力、あるいは供給力、そういったものが余ってまいります。それをどう吸収するか。今、その答えが見つからないために、世界的な不況が生じております。

経済成長が日本でも、昨年の第3・四半期、マイナス12.7%という経済成長率だというふうなことを言っておりますが、経済成長というのは、絶えず研究開発、そういったものによりまして、供給力、生産力を上げていく。それに見合った需要を創造していく。そういうことによって経済の規模が上がっていく。それによって国民が豊かになっていくということなんですが、新しいそういった需要を創造していかないと、とてもやないけど達成されない。

今、我が国では需要不足が生じておりまして、経済が後戻りしているところであります。先ほど申しましたように、法人2税、法人事業税、法人住民税が大きく、今、減少しておりまして、地方財政が大変だというふうに、今、言われております。こういったことにつきましては、三位一体の改革がうまくいってない。あるいは改革は失敗であったというようなことを言っております経済学者もおります。今のところ、当町も、直接的にそういった影響はないように見られますが、いずれ法人住民税の減収、あるいは大量の失業者、あるいは休業、事業の廃止、そういったものが効いてきまして、税収が伸

びない、あるいは減少していく、そういったことが出てくるのではないかというようなところで、「ボデーブローとなって効いてくるのでは」というふうに申し上げているところでございます。

それから、12ページ、1番といたしまして、人事政策と事務管理ということを書かしてもらっておるんですが、「民間事業会社の企業体質強化はバブル崩壊後、特に顕著となり、大小企業規模を問わず競うようにして行われてきた。体質強化とは好不況に耐え切れる企業体質を作り上げることであり、具体的には固定費の可能な限りの削減とそれに伴う業務の外作化や派遣社員、期間工採用等の固定費の可能な限りの変動費化であった。その反動として昨今、盛んに派遣社員、臨時社員の失業問題が取り上げられているところである」。

規制緩和が行われましたから、企業のそういった派遣社員の受け入れ、あるいは期間工の受け入れというのが、非常にふえてきまして、今、不況になりまして、それらをどんどんどんどん切っていくということ、大問題になっております。行政団体がそういった臨時職員中心に運営する、あるいは派遣を受け入れるというようなことは問題がありまして、簡単には出来ないわけではありますが、しかし、そういった体質の強化ということからしますと、固定費を減らしていく、要る費用だけの人で賄っていくということが、特に基本的には必要であろうというふうに考えられます。

当町の職員も、減らしてきておられます。そこに書いてあるのを読みますと、「町職員数の最近3年間における推移は、平成18年度220人、平成19年度209人、平成20年度205人と下降線を辿っている。

職員の年齢別構成を見ると、今後数年間の定年退職者は毎年2～3名程度で、新規の定期採用が若干続くとすれば、中途退職者が出ない限り、総職員数に大きな変化は見込まれない。しかし、その後は、少ない年で4名、多い年は12名の定年に達する職員が在職している。人事構成上、新規採用の中断はないにしても、総人員はなだらかな減少が続くものと推定される。

仮に事務事業の量に将来とも変動がないとすれば、このままの成り行きでは職員1人当たりの事務量は相対的に増加し、残業や休日勤務、或いは自宅持ち帰りでもしなければこなせない理屈となる。

現在でも一般事務職の臨時職員は少なからず従事しているが、官庁が更に大勢の臨時職員に頼ることは問題があり、長期的には避けなければならないであろう」。

要するに、人員が減っていきますよと、そうすると仕事の量がふえていきます、1人頭の量がふえていきます、それをどう考えるかというようなことをちょっと問いかけさせてもらっております。

その続きでございますが、「さすれば如何なる対処方法となるか、常識的に考えられるのは、現業部門の民間委託、定年職員の再雇用、事務遂行手法の見直し、過剰住民サービスの抑制等となるが、中でも見落とされがちなのは、伝統的事務の簡素合理化ではないか。例えば分厚い書類綴と決裁印の数の多い文書が往々に見受けられるが、これらの回付や綴込みにかかる時間を積み上げてゆけば相当の事務コストになると思われる。又、我々住民側にも町職員に足を運ばせる、書類の記入や作成に時間をかけさせるといった間接コストを生じさせない気風を醸成してゆくことも必要で、そうした住民協力を絶えず呼びかけてゆく努力を続けていくべきであろう。

事務の効率化、業務のスリム化に向けてはまだその他の面もあると考えられるが、今後は人件費以外の一般管理費も併せて固定費圧縮対策を検討してゆかなければなるまい」。

本来、その事務作業分析であります、本当に無駄な仕事がないかどうかということ調べようと思うと、ストップウォッチを持って一人ひとりの作業分析をしていかないとそれは出てこないわけですが、なかなかそんなことは出来ない。考え方として、必要最小限の範囲で、なるべく手数のかからない仕事のやり方、そういったものを全職員が絶えず工夫して研究していく、そういった気風を醸成していくべき、あるいは努力目標として持つべきであろうというようなことを申し上げておるわけでございます。要するに、無駄な業務をなるべく減らしていくというようなことに気を配るべきであろうということでございます。

それから、13ページ、真ん中から下でございますが、ちょっと読んでみます。「広域7ヶ町では、現在一部事務組合形態で4団体の運営が行われている。これら団体の具体的運営管理は所在地の町が専ら関与しているようであるが、中には人事の硬直化、高コスト体質ではと思わせるようなものも見受けられたりする。長年の積み重ねで今の形が出来上がっており、今直ちに改革に手を付けなければならないということだけでなく、今後将来を見据えた運営の方法を一度立ち止まって検討してみることが必要かと思われる。

設備状況、業務内容、技術者レベル、人員等について創設当初と現在を比べてみて又、今日の地方財政の置かれている状況も勘案して設置目的の機能が現在も果たしているか

どうか、場合によっては改廃迄を視野に入れて取組むべきではないかと感じられる。

又、財政援助団体についても以前から少し触れてはきたが、援助資金は形式的には目的通りに執行されており何ら問題はないが、長い間、慣例的に援助が続けられた結果、時代の流れに則した活動が行われているとは云えず、業務はマンネリ化し、財政的な余裕もなく、先行きが懸念されるにもかかわらず、危機感の欠乏した運営を平然と続けているといった面が見られる。早急に適格なリーダーの育成をはかり強力な改革を目指さなければ、財政援助の有効性は薄いものと云わざるを得ない」。

これなんです、4つ事務組合でやっておられる事業があるんですが、もちろん必要なものばかりでやっておられるんですが、実際の具体的な運営は、その置かれている町が運営しておられまして、直接各町が管理はしてない、間接的にかかわっておられるだけということなのですが、業務内容の検討をしているのかどうかというようなことでございますが、もちろんしておられるんですが、例えば西和衛生試験センターというのがあるんですが、平成20年度予算を見ますと、歳出予算が9,731万3,000円、そのうち備品の購入費が特別に当年度は上がっております、1,350万。それをのけますと、8,381万3,000円がそれ以外の予算でありまして、うち人件費が6,454万3,000円。8人で6,450万3,000円。実に予算の77%を占めておる。1人当たりの人件費が、年間806万8,000円ということになっております。

財政が赤字になるというのは、どんな原因でなるか。3つほどありまして、財政赤字の原因と言われているのは、1つは公共目的による。これは、要するに国保会計のように、どないしても公共的な事業で赤字になりやすいといったもの。

それから、公務員人事制度に由来する過剰コスト。公務員は、そのままずっと採用されますと、定年までそのままずっと勤続しておられる。そうすると、自動的に人件費は上がっていく。例えば、前に申し上げたように、当町でも幼稚園の教諭の平均年齢なんか相当高齢化しておりまして、だから非常にそれが幼稚園の教育費の高コストをつくっておる。そういったような同じような問題でございまして、要するに公務員制度、公務員の人事制度によってそういった過剰なコストが出てくるといった問題。それが一つの財政赤字の原因。

あるいは、その他として、運営上の非効率がある。こういったものが赤字の原因だ、地方財政の赤字の原因だというて言われております。

それはそれとしまして、例えばこの場合、今、言ったように、予算の実に77%を

人件費で占める。すべてが技術専門職の、1人だけ違うというたんな、ほとんどが、全員が技術専門職、職人さんの集団だと。そういった職人でなかったら出来ない事業なのかどうか。普通、組織の構成というのは、リーダーがおって管理職がおって管理者がおって作業員がおるとい、そういったピラミッド型になって運営していくわけなんです、専門職ばかりで、要するに臨時職だとか一般職だとかそういった者では出来ないものなのかどうか。

やっておられる仕事は、7カ町の水道水の検査、それから河川の汚濁の検査、それから煤煙の検査、これがメインだそうでありまして、民間の仕事はやっておられますが、余り大したことない。そうすると、こういった水道の水を検査するとかそういったものは、ここ以外に外部に、民間にそういった委託する機関、あるいは外部の研究機関はないのかどうか。あるいは、もっと外部から受託して検査する業務を受けられないのかどうか。そういったことを、検討しておられるだろうと思うんですが、果たしてどうなんだろうか。

今後、その人件費もさらに、平均年齢がたしか48。何歳だというふうに出ておりましたが、当町でももちろんそうですが、退職金の負担、高齢化しておりますから、退職手当組合の負担も当然ふえます。特別負担金が出てくるかもわからない。そうすると、相当のコストがかかるということに、さらにコストが上がっていくということが考えられる。

そういった点で、そこに書いているように、存廃まで含めて、将来の方向はこれでもいいのかどうかは、検討なさらなくてもいいのかどうかということでございます。

あと、財政援助団体につきましては、後ほどまた少し申し上げたいと思います。

それから、その他でございますが、「毎年の如く言及している点でもあるが、様々な事務事業については曖昧であってはならず、基本に忠実に秩序的に執行してゆくべきであらう。

そうした面から、土地開発公社が保有する処分予定の土地については外部への売却を急ぐべきであらう。

土地開発公社の根拠となっている「公有地の拡大の推進に関する法律」は土地神話の続いた時代の産物であり、地価下落と財政の窮乏化の進む今日には妥当しないとも思える。

保有が長ければその分ヒモ付きの借入金利子がかさみ、特に金融機関は最近土地開発

公社に融資しない姿勢を強く打ち出しており、自然と利子率も高くなると考えられ、資金化を急ぎ他の有効性の高い事業に資金を振り向けるべきではないかと思料される」。

公社はそういった趣旨で、公有地の拡大の推進に関する法律というのが根拠になっておりまして、必要な土地を先行買いしていく。そういった予算は、年々余り大きく変動させられない。そうすると、買える時に買っておくということで、それをまた町がいずれ買い上げるというようなことで持っておられる。そういった目的でつくった団体だと思ふ。

基本的に、保有期間は短い。保有期間を、そんなに長期に持つということは、もともと想定しておらなかった。しかし、今、当町で持っておられる土地は、ほとんど長期保有になってしまっておる。当初は、当然必要な土地ということで買われたわけなんです。途中でまた不要になってしまう土地も出てくる。こういった要らなくなった土地は処分する。公社で直接処分すると、その売却損が出てくる。赤字が表面に出てくる。でも、町が買い上げると、ものすごい高い土地になっておっても、そんなものどこにも出てこないというようなことになります。公社というのは、そういったような、隠れてしまうような運営になる。結果的に会計的にはなるということですね、高い土地を町が買わなければならないという。

いずれにしても、早急に不要な土地は処分して資金化していくべき。損が出て出なくても、どこかで損を出さなければいけないということは、決まりきったことであります。処分すべきではないかということでございます。

それから、最後、「町税の滞納整理は昨年続き本年度もかなり進んでいる。その結果年度末には不納欠損処理も当然或る程度見込まれ、全体の滞納件数及び金額は比較的急ピッチで減少が予想される。

又、町営住宅家賃も歳入の使用料・手数料収入で説明した通り滞納額は大幅な減りようである。

このように、法令、条例や規則に従った基本に忠実な運営は他の滞納者にも波及効果をもたらし、管理対象件数を下方に押し下げ、事務コストも低下するといった副産物も生まれてくる。

遅きに失したと云えないこともないが、他にも水道料金の徴収に多大な目に見えない間接コストを要していたり、逆に滞納が止まない未収国保税についても同様にとは簡単に済まないであろうが、参考にすべきであろう」。

滞納整理かなり厳しくおやりになっておるようでございまして、収納率が年々上がってきております。また、そういう個別に対処することによりまして、早く不納欠損処理に、駄目なものは不納欠損処理に持っていける。そういった結果、管理の対象としなければならない滞納件数が減っていく。そうすると、全体としてそういった管理コストは下がってくる。そういったことで、よい方へ回転している。そういうことではないか。

そこに書いてありますように、水道料なんかは、毎月必ず期日に振り込まない利用者が相当ありまして、100何十件という未収が発生する。それを管理職の方が、2人、3人と寄って、それを個別に追いかけてつぶしていく。払ってください、払ってくださいと言って、そうでなかったらあなたとこ給水停止しますよというようなことを片一方で牽制しながら追いかけていって、それでやっとなんか払える人は払ってもらおう。どこにも出てきません、そうしたコストはね。そういったことも片一方では起きておる。ちょっとにはいかんだろうと思うんですがね。やはり、何かそういったようなコストを、回収コストをもうちょっと減らしていくということを、こういったことから、どうしたらいいのかということをご参考にしていただいて、公表していただいて、一歩でも二歩でも前進していってもらえればというようなことをございます。

町の方の定期監査報告は以上でございます。

引き続きまして、財政援助団体等監査結果報告でございまして、これもお手元に「財政援助団体等監査結果報告書」をお持ちだろうと思いますが、2ページを開けてもらいますと、「監査の概要」を書いております。

1月16日の日に、監査委員2名、それから監査委員事務局1名、合計3名で商工会へ往査いたしまして、監査手続を実施いたしました。主として、質問、あるいは説明を受ける、あるいは一部書類を閲覧するというような手続で監査を実施いたしました。

監査の結果は、2ページの監査の結果等のところでございまして、ずっと何項目かに分けて書いておりますが、3ページの上の2番のところでございまして、「斑鳩町商工会の上記補助金に係る出納その他事務は、監査の実施した範囲において概ね適正に処理されているものと認められた。」ということをございます。

それから、斑鳩町商工会の運営状況、こういったところは、記載のとおりでございまして。後ろに表もついております。見ていただければわかるところでございまして。

5ページの真ん中、5番のところでございまして。ここからが少し意見の部分でございまして、検討または改善を求めたい事項。「前回、監査において指摘した特別会計及び

別途会計の改廃と低廉料金の記帳代行業務中心の運営の見直しについて検討が行われたとは認められない。

次に、前記のとおり資金繰りには窮しているにもかかわらず、収支均衡予算が組まれておらず、予算管理が行われているとは言い難い。

少し具体的になるが、会計規程で予算補正手続が厳格に規定されているにもかかわらず、毎年度の総代会の予算案承認に際し、用語に根拠のない更正予算の編成と次年度総代会でのこれが追認手続を付記し、会計規程上の予算管理規定を実質的に死文化させてしまっている。

多額の引当預金の取崩し原因もその辺に存在していると見るべきで改善を要しよう」。

要するに、前の時に、何か意味のない特別会計と別途会計がいっぱいありますねと、こんなもん別途会計や特別会計にする必要ありませんと申し上げたんですが、依然として何の考えもなしにそのまま続けておられる。この点については、監査終了後、会長さんの方から、これは直しますということで、文書による回答をいただいております。

それから、低廉料金の記帳代行業務中心の運営ですが、これが中心になってしまっている。本来、町内商工業者の発展というんですか、あるいはその交流、要するにそういった商工業者の本質的なためになることをしていくべきであるにもかかわらず、記帳代行に終始しておる。あるいは、社会保険などの代行業務に終始しておる。記帳代行というのは、零細な企業者が多いですから、会員への取っかかりということでは、それは十分な意味があって、それから会員がふえていくとか、あるいは会員のつながりが出来る、そういった意味はあるんで、それが事業の柱であるかのような固定概念で運営しておられるんじゃないか、それはちょっと逆ではないかというような意味でございます。

それから、資金繰りは、そこに「資金難にもかかわらず」と書いてありますが、8ページの別表2を見てもらいますと、平成15年度から19年度まで、収入と支出、実質的な収入と支出、予算の中には、町の予算と一緒にありまして、預金の取り崩しも全部収入に入れております。それをのけるとどうなるかということなんですが、全収入の中から、その目的はないんですが、引当預金ということで、色んな引き当て、その特定事業引当預金だとか資産維持管理引当預金だとか退任功労積立引当預金だとか、こんなもんどこにも要る必要がないのに色んな引当預金がありますが、そういったものから、前にためた預金を毎年取り崩して収入に入れておる。それをのけますと、実質的収支は毎年マイナスである。預金を取り崩して、過去の蓄積で運営しておるということであり

まして、5年間でトータル1,707万9,990円の預金というか、マイナスで走っておる。それを、余り不思議ともどうかしようというようなことも全く感じられないということでありまして、年平均したら340万円預金を取り崩しておられる。

あと現在何ぼ残っておるかという、19年度末現在では、9ページの貸借対照表の19年度のところを見てもらいますと、手元の現金預金が59万1,033円、それから積立引当預金が849万7,985円、合わせて908万9,000円ほどであります。340万毎年取り崩していきますと、あと2.7年で全部しまいになってしまうということで、もたないようになるのではないかとというようなことでもあります。本年度の予算も、100万円当初予算で預金の取り崩しを組んでおられます。

企業会計、要するに営利事業の会計は、なるべく収益を上げて費用を抑えていく、よけ利益を上げていく、剰余金をつくっていく、そういったことが目的であります。こういった非営利の会計、消費会計というのは、出るものが、支出がまず決まって、その支出を埋めるのに、どうした収入からその支出を埋めるか。財政は、要る経費があって、それを埋めるのにどういった税制を組んでいって、その歳入をつじつまを合わせるか。支出があって初めて歳入を考える。支出があって収入を考える。非営利会計というのは、すべてそんなもんです。

だから、収入が足りないなら、その分は会員の会費を上げるなり、あるいは町に、あるいは県に補助金の増額を求めるなりしていくべきであって、そういった配慮を全然しないで預金の取り崩しに頼っていく。しまいになったらどうなるんやということを考えておられるようなふうには見えない。考える人がおらないということでしょうね。

よく中身を見ますと、なぜそないに支出がふえるんだろう。要するに、これも先ほどと同じでありまして、人件費の高どまりではないかと。この方も、平均年齢51.5歳。これも、今、急にわかったことではありません。こんなこと、もうどうの5年も10年も前からわかっていることですね。このまま行ったらいずれどうなるか。そういったことを誰も考えてこなかったのかな、これは前にもそういったことは申し上げました。

だから、それからいうと、本来、緊縮予算で厳格な運用の予算であるべきにもかかわらず、今、申し上げましたんですが、予算が足りない。予算というのは、本当に言えば予算になってないですね。なぜかという、毎年総代会で次年度の予算を承認なさる。その後ろのところに注と書いてあって、「本予算の執行において、更正または補正の必要が生じた場合、その承認事項を、理事会を経て総代会において事後承認を得るものと

する」。要するに、理事会でどんどん出していったらよろしい、それで結果は、翌年度の総代会でそれを追認しますと、こういうふうに必ず毎年の予算で、総代会で承認を受けている。

だから、それで当然、全員の承認を受けているからそれでいいということになるんですけど、しかし実際に商工会の規定を見ますと、会計規程のところ、第9条に、そういった予算の補正の項目がありまして、小分類間の予算の流用、それでも足りない時は予備費の流用、こういった規定があります。それから、それでなお足りない、超える場合は、補正予算を総代会で承認してもらってから出しなさいというふうに会計規程ではなっておる。しかし、実際には補正予算でなしに、更正と言っております。更正というのは、どこに根拠がありますかと。特に、あるんかわかりませんが出てこない。普通は補正というものを更正という言葉が使われて、毎年だから当初予算と更正予算があって、更正予算の範囲で出しておられて、超過支出ないと、こういったやり方をしておられるんですが、予算管理が出来ているとは言えない。

特に平成18年度なんか見てみますと、予算に対しまして収入予算は80万円不足していた。それから、支出は色んな科目で不足が出てきまして、理事会で、だから、今、言うように更正をして、最終的に引当金の取り崩しを当初より143万円ふやして、当初引当金の取り崩しが370万という予算を組んでおられたのが、結局最終的には513万の預金の取り崩しを組んで決算をなさっている。予算管理が全くないと、使い放題的な感じがしないでもない。

この方も、平成19年度の決算で見ますと、全体の支出の66%が人件費であります。2,996万2,000円。平成20年度予算ではそれが、全体の予算が、支出予算4,384万のうち、人件費が3,041万、実に69%が人件費にかかっている。パートタイマーがお一人おられまして、全員で5人。一人頭になると、年間608万2,000円の人件費。パートさんの人を除けますと、残りの4人の方の平均年間人件費は714万3,000円というふうになっております。

悪い言い方をしますと、本質的な業務をやらない。そういうありきたりの業務をやってお茶を濁してずっと続けていくということは、まるで事務局職員の生活のためにこの団体があって補助金を出しているのかなというような見方も出来ないわけでもないということ。その辺を、前の時も、どうでしょうかとお聞きしたんですが、本来それが足りないなら、それだけの事務員置いてしておられるの誰のためかというたら、会員のため

なんですから、会費をもっと増額してそれを埋めるべきではないかと。それが嫌なら、こんな団体はやめるとするか、もっと考えるべき、そういったもんだらうと思うんですね。その辺は、きつい言い方ですが、厳しく言えばそんなふうな考え方。

それから、支出内容ですが、今言う人件費がほとんど。それから、それ以外に、その他の管理費ですね、固定費。固定費がほとんどでありまして、コントロールする費用がないんです。そういった科目ほとんどない。たった一つあるのは、イベント費という項目がありまして、これは平成19年度は518万2,000円お使いになっている。これは、60周年記念か何かあったのかな。その中で、商工祭り費が485万円。それが、平成20年度では380万。若干下がっており、100万下がっておりますが、380万。この辺がたった一つの、コントロール出来るとしたら、縮めたり出来る予算であります。

こういったイベントをしないと活性化しないということはよくわかります。町内の士気を盛り上げるためには、それは効果はあるんだらうと思いますが、垂れ流しの資金流出の台所事情からしますと、そんでいいのかなというような見方もまた一方ではあるかもわかりません。そういったようなことをちょっと申し上げとるわけであります。

最後、5ページ、むすびのところであります。

「最近まで続きたいぎなぎ越え好景気にもかかわらず、地方中小零細企業を取り巻く環境はますます厳しく、町内商工業者の衰退傾向も歯止めはかかっていない状況にある。

そうした中、商工会には何を求められているのか、商工会自身、町とともに考えようとしている風には見えてこない。

あえて云えば、自主的、主体的運営は何処にも見出せず、県、商工会連合会（県連）、及び町これら三者の狭間で揺れ動いている状況の様に看られ、全くの他人任せ、成り行き任せと云っても過言ではなからう。

商工会自身も町も置かれている状態は理解しながらも結局はリーダー不在で会員への問題提起意識に乏しく、運営は全て従来の延長線上でしか考えていないようである。

県連の権限強化面もあり、ますます他人的依存型運営が進む兆しも見られるが、むしろ県連や町へ積極的に問いかけ、運営の合理化に向かう姿勢こそが今求められているのではないだろうか。

資金の枯渇化、職員の高齢化が待ったなしとなっている。手をこまねいている時ではないとの認識を関係者全てが共有すべきであらう。」ということなんですが、要するに

リーダーがおられない。実際、職員が全部やっておるんですが、先ほど言ったように、職員の立場からいうと、長年のとおりやっている。全員高齢化してます。定年までそのままおれば、自分は一番安全だ。そう思っておられるかどうか知りませんよ。そういう心理が働くかもしれません。そうすると、リーダーなしで、変革していかない方が、職員サイドにしたら楽になってくるということになる。

だから、主体的にこういったものを考えるリーダーがおられないから、結局そうなるわけであって、会長というのはおられます。実際には、そないに総会なんかで問題点を出して色々検討なさったというのは、議事録やそういった面を見る限り全く出てきません。だから、ほとんどこれは、具体的などいうか、何かちょっとこないしよう、今度あないしよう、今度こう変わったというようなことは、県連の指導でなされているようがあります。だから、自主性というのがどこにもない。だから、長年の単に慣行でしておられるだけということではないかと。それでいいのか。甚だ疑問ではないかというようなことでございます。

以上でございます。少し長くなりましたが、以上で監査結果報告とさせていただきます。どうも清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

巳、中西両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後、退席を申し出られておりますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

（午前11時43分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

これより、平成21年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成21年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営にあたる所信の一端を申し上げ、住民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、議員皆さまのご出席を賜り、平成21年度予算をはじめとする重要案件についてご審議をいただくことができますことに、深い感慨と責務の重大さを痛感いたしております。

米ソ冷戦終結のさきがけとなった1989年の「ベルリンの壁」崩壊から今年で20年を迎えます。笑顔の若者たちがハンマーで「壁」を壊す光景は、誰もが東西冷戦と分断の世紀に幕を引き、平和な世界が取り戻せると感じた、本当に幸せな瞬間でありました。

しかしながら、米ソ冷戦の終結は「地域紛争」という新たな対立構造の序幕に過ぎず、1991年の「湾岸戦争」、2001年の「同時多発テロ」、そして今も世界各地では戦闘が続いており、人々の平和への願いを無視するかのようになり、世界は依然として「緊張の時代」にあります。

また、私たちの暮らしを支える経済も今、厳しい局面に立たされています。サブプライムローン問題に端を発した未曾有の金融危機は、大きな津波となってまたたく間に世界に広がり、世界同時不況、急激な円高、株安により、日本経済もその直撃を受けました。経済の悪化は予想をはるかに超えるものとなり、特に雇用情勢は、大量の非正規労働者の契約打ち切りや派遣社員の雇い止め、正規社員のリストラ、新卒者の内定取消しなど、深刻な事態を招いており、しかも、その勢いは増しています。

さらには、私たちの日常生活においても、地球温暖化などによる異常気象や大規模地震の発生に加え、人心を不安に陥れる事件などが起こり、混迷の度を深めています。

毎年3万人を超える自殺者や、平気で人を殺す凶悪事件が後を絶たず、一度殺してみただけで子供が親を殺す「親殺し」、ただうっとうしいというだけで、産んだ子どもをすぐに殺す「子殺し」など、常識では考えられない憂慮すべき出来事が続いています。

「私たちの生活や仕事は大丈夫だろうか?」、「私たちに将来はあるのだろうか?」、「日本はいったいどこへ進もうとしているのだろうか?」こんな悲しい言葉がささやかれるほど、先が見えない「緊張と混迷」のなかであって、人々は、日々の生活や出産、

育児、健康、老後など、現在と将来に不安を抱きながら、暮らしておられます。

こうした状況だからこそ、私は、住民の最も身近な行政を預かる者として、住民の皆さまの声に耳を傾けながら、住民の暮らしを守り、地域の元気につながる取組みを速やかにしっかりと進めていかなければならないと考えております。

新年度は、私が住民の皆さまから町政の舵取りを託されてから、6期目の仕上げの年になります。

私は、昭和60年11月の町長就任以来、今日まで「ふるさと斑鳩のために、今、何をすべきか」という思いを心に刻み、「住民の幸せに全霊を注ぐ」という信念のもと、全力で町政運営を行ってまいりました。

この間、幾多の困難はございましたが、公共下水道やJR法隆寺駅周辺整備、いかるがパークウェイなどの都市基盤整備が着実に進展するとともに、いかるがホールや火葬場の建設、さらには、史跡藤ノ木古墳整備や（仮称）斑鳩町文化財活用センター建設への着手など、斑鳩が持つ特性を生かした個性的で潤いのある、魅力あふれるまちづくりを進めることができました。

また、来るべき高齢化率30%を超える少子高齢社会に備えたまちづくりに向けて、生涯福祉の充実では、介護保険サービスの定着、地域の支えあいによる地域福祉の推進をはじめ、乳幼児保育、長時間保育、一時保育等の保育サービスの充実に取り組むとともに、健康づくりの推進として、「健康いかるが21」の策定、各種検診や高齢者インフルエンザ予防接種の無料実施、乳幼児・高齢者・障害者等への福祉医療制度の拡充、子どもを安心して産み育てる施策の充実、さらには、これら施策の拠点となる「生き生きプラザ斑鳩」の建設などを進めてまいりました。

このように、将来の斑鳩の礎となる骨格や拠点づくりができたと考えておりますが、これは、ひとえに住民の皆さま、町議会の皆さまをはじめ、多くの方々からの温かいお力添えがあったからこそであり、この場をお借りいたしまして、深く感謝を申し上げます。

平成21年度予算の編成にあたりましては、将来に向けてその歩みを止めることなく、住民の皆さまの暮らしを守り、「ふるさと斑鳩」を未来へ引き継いでいくため、限りある財源を重点的、効率的に配分いたしました。

「誰もが住んでよかった、住みたくなるまち」としていくために、出産・子育ての支援として、母子保健計画を策定し、その施策として「妊婦一般健康診査」の公費負担の

5回から15回への拡充、助産師の指導を取り入れた「新生児訪問」や「妊産婦相談・指導」など出産・子育ての支援の充実、子どもの医療費助成の拡充、学童保育室の増設などの子育て対策に力を入れました。

また、住民の皆さまの健康と暮らしを守るため、「脳ドック健診助成金」や「人間ドック受診費用助成金」の増額、資金繰り等の悪化が懸念される町内商工業者に対する「商工業者債務保証料補給」の増額などに努めております。

また、小学1年生における少人数学級実施のための講師配置や学校校舎の耐震補強、平成23年度から順次実施される新学習指導要領への対応など、斑鳩の未来を担う子どもたちの教育の充実にも取り組んでまいります。

さらには、ごみ収集車などにおけるバイオディーゼル燃料の使用やその活用の研究、生ごみの堆肥化処理をめざす取組み、「いかるがの里クリーンキャンペーン」の充実など、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めるとともに、公共下水道事業の着実な推進をはじめ、本町の重点課題であるJR法隆寺駅周辺整備や（仮称）斑鳩町文化財活用センターの建設などの推進を図ってまいります。

平成21年度予算案は、一般会計で総額69億6,000万円を計上しております。前年度と比較して、7億8,000万円、10.1%の減額となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の8会計をあわせた総予算額は、140億7,617万円となっており、前年度と比較して、15億8,619万3千円、10.1%の減額となっております。

私に課せられた使命は、少子高齢、人口減少、社会経済活動等、時代が今、その流れを大きく変えようとしていることを認識した上で、その現実から目を逸らすことなく、真正面から受け止め、現在と将来に責任を持つ町政を推し進めていくことにあります。

そうしたことから、私は、「現在と将来に責任を持つ行政」を基本に据え、

1として、「いきいきと学びあえる教育環境の充実」

2として、「誰もが健康で、温もりとやさしさを実感できる福祉の充実」

3として、「快適で潤いを実感できる都市基盤の整備」

4として、「環境にやさしく、やすらぎを実感できる生活環境の向上」

5として、「豊かな歴史的・文化的資源を生かした斑鳩らしさの創造」

6として、「多様化する住民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化と健全化」を、引き続き重点施策として掲げ、住民の皆さまとともに「夢と希望」にあふれ

た「人にやさしいまち・斑鳩」を実現してまいります。

以下、第3次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成21年度の主要な施策について申し上げます。

第1の柱は、「ともに生き心ふれあうまちづくり」であります。

第1は、「コミュニティづくり」であります。

安全・安心がキーワードとなっている昨今、地域とのつながりやコミュニティが持つ役割はますます重要となり、その連携の強化が大きな課題となっています。人とひととの「絆」を育む活発なコミュニティ活動は、地域社会に潤いをもたらすだけにとどまらず、地域の安全安心においても重要な役割を担います。

そうしたことから、引き続き、自治会組織をはじめ、老人クラブ、子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などさまざまなコミュニティに関わる組織を支援し、地域住民の連帯感を高め、コミュニティの活性化を図ってまいります。

第2は、「人権・平和」であります。

人権の尊重が平和の基盤であることを全世界に訴えた「世界人権宣言」が1948年12月10日に国連で採択され、60年余りの年月が経過しました。

この宣言が契機となって、国際社会で人権尊重の気運が高まりましたが、今なお、国際社会ではテロや地域紛争が続き、国内においても、人の命を奪う痛ましい事件、陰湿ないじめやインターネットでの差別書き込みなど、大切な「命」と「人権」を侵害する出来事が起こっています。

「かけがえのない命」や「思いやりの心」を大切にできる社会の実現のために、より一層の人権意識の高揚・啓発に努めるとともに、特に子どもたちには命の大切さを訴えてまいります。

第3は、「男女共同参画社会の推進」であります。

男女共同参画社会の推進につきましては、斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、平成18年に策定した第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」を基に総合的な施策の展開を図っています。

男女が互いに敬愛し、その人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、男女双方の意識改革や男女共同参画に関する教育及び学習の機会づくりに努めてまいります。

第4は、「情報化社会への対応」であります。

国が平成18年1月に策定した「IT新改革戦略」では、今後「世界におけるIT革命のフロントランナーになる」という目標が掲げられています。これを受け、総務省では、平成19年3月に「新電子自治体推進指針」を策定し、行政手続きのオンライン化等、電子行政の実現に向けて、その推進を後押ししています。

本町におきましては、県と県内市町村で構成する「奈良県電子自治体推進協議会」による電子申請サービス、共同調達などの取組みを進めるとともに、地方税のさまざまな手続きを、インターネットを利用して電子的に行う「地方税ポータルシステム（エルタックス）」の構築に取り組んでまいります。

第2の柱は、「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」であります。

第1は、「生涯福祉の充実」であります。

はじめに、「地域福祉」についてであります。年齢の違いやハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが生涯を通じて安心して暮らすことは、すべての住民の願いであります。これをまちづくりの基本としつつ、少子・高齢化などの社会経済環境の変化を踏まえ、福祉、保健、医療、社会保障などの施策を通じて、引き続き健康で生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

総合保健福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」につきましては、子どもからお年寄り、ハンディキャップを持つ人などすべての人々が、家庭や地域で安心して暮らせる地域福祉の拠点として、昨年9月にオープンいたしました。

本施設は、住民の皆さまが安心して子育てができ、自分の健康を見直したり、心も体もリラックスしたり、さらには、保健や福祉について学んでいただける多様な機能を備えた施設で、多くの皆さまにご利用いただいております。

今後におきましても、愛称のとおり生き生きと、世代を越えて多くの皆さまにご利用いただける施設として、その機能を十分に発揮させてまいります。

また、福祉のまちづくりの推進として、すべての人が住み慣れた地域や家庭のなかで、ふれあい、支えあいながら生活できるよう、「支えあいの心」を大切にする地域づくりの推進に努めるとともに、地域福祉活動の核である社会福祉協議会の活動を引き続き支援してまいります。

新年度では、地震等の災害時に備え、お年寄りやハンディキャップを持つ人など援護の必要な人の実態調査を行ってまいり、その要支援者情報を自治会をはじめ防災関係機関などで共有するなど、災害時における避難支援体制の整備に取り組んでまいります。

次に、「高齢者福祉」についてであります。新年度は、「第4期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の実行の初年度となります。この計画を基にお年寄りが自立し、充実した生活がおくれるまちづくりをめざし、施策の展開を図ってまいります。

本町におきましても高齢化率は年々高くなってきており、65歳以上の高齢者の人口比率は、平成20年12月末現在で22.9%となっております。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、2015年（平成27年）で29.6%、2020年（平成32年）には32.4%になるものと推計されています。

こうした高齢化社会に対応するため、社会福祉協議会や町老人クラブ連合会、小地域福祉会、民生・児童委員等と連携・協力を図りながら、地域全体でお年寄りの生活を見守り、支えあう社会の実現をめざしてまいります。

また、既存の福祉サービスを積極的に活用し、お年寄りの皆さまの生活支援や外出支援等の生きがいつくりや社会参加に努めるとともに、できる限り要介護状態に陥らず、健康で生き生きと住みなれた家庭や地域で暮らすことができるよう、介護保険サービス等の円滑な実施に努めてまいります。

次に、「障害者福祉」についてであります。「斑鳩町障害者計画」及び「第2期斑鳩町障害福祉計画」を基に、ふれあいや支えあいがある日常の暮らしのなかで、ともに助け合い、住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるまちづくりの実現をめざしてまいります。

新年度からは、「生き生きプラザ斑鳩」に手話通訳者を新たに配置するとともに、要約筆記奉仕員の養成講座も開催し、ハンディキャップを持つ人の社会参加のより一層の促進に努めてまいります。

次に、「児童福祉」についてであります。複雑かつ多様化する社会から生じる歪みを背景に、児童虐待をはじめ子どもたちが犠牲となる痛ましい事件が多発しています。

このため、子育て中の保護者の孤独感や不安感を解消し、安心して子育てできるよう、地域社会全体で見守り、支援することが求められています。

本町では、心豊かに明るく、健やかに子どもを生き育てることができるまちをめざして、住民の皆さまと連携・協力しあい、地域が一体となった子育て支援の環境づくりを推進しているところであります。

「生き生きプラザ斑鳩」に設置しました「斑鳩町地域子育て支援センター」につきましては、子育て中の保護者が孤立することなく、安心して子育てできるよう、乳幼児と

その保護者の親子の交流や集いの場として「つどいの広場」を月曜から金曜日の週5日実施し、その支援を行っております。

新年度からは、さらに月1回土曜日にも開設するとともに、引き続き、臨床心理士や子育てサポーターによる子育て相談や月1回の子育て支援講座・子育て情報の提供等の事業を実施し、その充実に努めてまいります。

また、子どもの虐待が問題となるなか、本町では、平成9年に要保護児童の早期発見、救済及び保護、支援を目的に、「子育て支援に関する会議」を設置し、関係機関が一体となった取組みを行っております。

しかしながら、全国的に児童虐待が年々増加し、その被害も深刻化の一途をたどっております。

このため、新年度から「斑鳩町要保護児童対策地域協議会」を設置し、より一層の関係機関の連携を図ることにより、要保護児童の早期の発見とスムーズな対応に努めてまいります。

さらには、学童保育につきましては、今回、国が定めた「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、斑鳩学童保育室、斑鳩東学童保育室において、保育室の増設等の必要な整備を行い、放課後の子どもたちが安心して活動ができるよう、その施設の充実に努めるとともに、一層のサービスの向上に努めてまいります。

次に、「社会保障」についてであります。

昨年4月、増加の一途をたどる社会保障給付の伸びを抑制し、全ての世代が将来にわたり安心して医療が受けられるよう医療制度の改革が行われました。

まず、後期高齢者医療制度であります。制度がスタートした直後にもかかわらず、新たな保険料の軽減措置が実施され、また、納付方法については年金からの天引きを口座振替に変更できるなど、たび重なる見直しが行われております。当然のことではあります。高齢者の皆さまには、制度の見直し等に理解を深めていただけるよう、広報誌への掲載やお知らせは、わかりやすさに配慮するとともに、窓口での相談等においては懇切丁寧な対応に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業については、景気の低迷を背景とした社会経済情勢の悪化に伴い、退職による被保険者の増加や税収の伸び悩みなど、国民健康保険財政を取り巻く環境は、一層、厳しさを増しております。

このため、繰出基準以外の措置である介護納付金に係る赤字補てんの財政支援を引き

続き実施するなど、国保財政の安定を図ることに尽力してまいります。

また、保険税の収納に積極的に取り組んでいくなか、最近、雇用の先行きに不安定さが増しており、やむを得ず失業したことなどにより生活困窮となった人に対しては、保険税の減免も含めて対応し、保険税を納めやすくするよう努めてまいります。

また、健診については、糖尿病などの生活習慣病の予防に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導が始まりました。75歳に到達される年度においても受診していただけるよう制度の見直しを行うとともに、円滑な制度運用と、より充実した特定健康診査・特定保健指導を提供できるよう努めてまいります。

次に、福祉医療の充実については、県の支援が次々と廃止・縮小等されていくなかで、本町では対象要件の拡大を行うなどして、町単独事業でその充実・確保に努めてきたところであります。

新年度からは、子育て支援のより一層の充実を図るため、町単独事業として、入院に係る医療費の助成を小学6年生まで引き上げを行い、保護者の医療費負担の軽減を図ってまいります。

第2は、「健康づくりの推進」であります。

はじめに、「健康づくり」についてであります。母子保健対策では、昨年12月に、誰もが安心して産み、子育てができるまちづくりを進めるため、『安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン（斑鳩町母子保健計画）』を策定いたしました。

この計画の実行として、妊婦一般健康診査の公費助成の回数を15回に拡充し、さらなる負担の軽減を図るとともに、パパママスクールや妊産婦訪問指導に助産師による指導を取り入れ、安心して妊娠・出産ができるための支援に努めてまいります。

また、子どもの心とからだの健やかな成長を支援するため、助産師による乳幼児訪問指導の充実や、2歳6か月児の歯科健診などを新たに実施してまいります。

さらには、中学生が乳幼児健診等へ参加することで、命の尊さを感じ、思いやりの心を育む体験学習の開催などにも取り組み、みんなで安心して子育てできるまちづくりをめざしてまいります。

また、意識啓発と健康づくり活動の支援では、自らの健康を実現するためには、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むことが基本であります。社会全体としても健康づくりを支援することが必要であり、その活動の拠点となる「生き生きプラザ斑鳩」を中心とした保健事業をより一層充実させ、健やかで心豊かに生活できる活

力あるまちづくりをめざしてまいります。

また、「健康いかるが21計画」に基づき、引き続き、メタボリックシンドロームに着目した予防に取り組むとともに、特定健康診査の受診勧奨をより進め、積極的な特定保健指導の展開を図り、生活習慣の改善、生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

さらには、生活習慣病とも関連のある食に関する正しい知識の普及、啓発にも努めてまいります。

次に、「保健・医療体制の充実」についてであります。保健体制の充実として、特に生活習慣病の一つでもある「がん」につきましては、今後ますます増加していくと推測されることから、各種がん検診の実施による早期発見・早期治療に努めるとともに、毎年流行しているインフルエンザの猛威からお年寄りを守るため、引き続き予防接種の無料実施を行ってまいります。

さらには、感染症予防のための各種予防接種や各種健康相談、健康教育を行うなど、自己の健康づくりについて、誰もが気軽に相談できる環境づくりに努めてまいります。

また、医療体制の充実として、全国的にも医師不足が問題となっており、特に周産期医療に従事される医師の不足は、大きな課題となっています。

このため、県と県内市町村が協力して、産婦人科一次救急体制の整備を進めるとともに、ハイリスクの妊婦や新生児の対応といった高次医療体制の確保を図るよう関係機関に働きかけてまいります。

第3の柱は、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」であります。

第1は、「生涯学習・スポーツの推進」であります。

はじめに、「生涯学習の振興」についてであります。生涯にわたる学習活動は、知識の向上だけでなく、心の豊かさや生きがいを育むとともに、その活動を通して人とひととの「絆」を深めていきます。歴史ある斑鳩の特色を生かし、生涯にわたり学習に励み価値のある人生を過ごすための学習支援を行い、生涯において学習できる場の提供を進めてまいります。

このことから、新年度より公民館に社会教育指導員の配置等を行い、公民館活動や生涯学習活動の更なる充実に努めてまいります。

各公民館に気象庁から配信される「緊急地震速報」を受信し、地震の大きな「揺れ」が来る前に音声で知らせる受信装置を設置し、大規模な地震による被害の軽減に努めてまいります。

また、図書館は、昨年度の利用者数が約9万人となり、貸出冊数が40万冊を超えるなど業績を順調に伸ばしております。

この実績をもとに、住民ニーズを今以上に反映し、子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に本に親しめる環境づくりを心がけてまいります。

次に、「生涯スポーツの振興」についてであります。近年、団塊世代の退職者の増大、少子高齢化、ライフスタイルの変容等を背景に、身近な場所での健康づくり、体力の保持・増進などスポーツへの関心が高まっています。このため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援し、誰もが、いつでも、気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めてまいります。また、体育館におきましても、社会教育指導員の配置を行い、社会体育活動の更なる充実に努めてまいります。

第2は、「教育・人づくりの充実」であります。

はじめに、「学校教育の充実」についてであります。平成20年3月に学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新学習指導要領が全面的に実施されることとなり、一部は平成21年度から前倒しで実施されます。

このように、教育環境が大きな転換期を迎えるなかで、教育基本法改正等で示された新しい教育理念を踏まえ、本町の子どもたちが未来への夢や希望を大きくふくらませながら成長できるよう、子どもたちの生きる力を育み、健やかな身体の育成をめざすとともに、子どもたちが自ら学び、自ら考える力など確かな学力や豊かな人間性を高めるため、きめ細やかな教育を着実に進めていくことが重要であると考えております。

このひとつとして、新年度から小学1年生に「30人学級」を導入することとし、すべての町立小学校で1年生が30人以下の学級編制となるように、町費講師を配置してまいります。このことにより、学校・学習生活の出発点である小学1年生に対し、教員がじっくりと子ども一人ひとりにきめ細やかな指導を行うことで、子どもたちの情緒を安定させ、その後の学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の定着を図るものであります。

また、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、新学習指導要領で必要となる教材の整備を平成21年度から計画的に進めてまいります。

さらに、本町独自で進めている小中連携教育などの取組みを通して、郷土「斑鳩」を尊ぶ道徳教育の充実や小学校における英語活動の実践、小中交流を進め、不登校の対策や新学習指導要領への円滑な移行を図ってまいります。

幼稚園の充実につきましては、現在の各小学校長の園長兼務を廃止し、新年度から各園に専任の園長を配置いたします。このことにより、それぞれ特色ある幼児教育と園運営を実施し、幼児教育の充実に努めるとともに、幼稚園教諭につきましては、平成6年以降、採用を控えていましたが、少子化の時代を迎え、より幼児教育の重要性が出てきたことから、幼稚園教諭を採用し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の場の環境を整えてまいります。

次に、「青少年の健全育成」についてであります。

次世代を担う青少年はかけがえのない「宝」であり、その健全育成は、斑鳩の発展には欠かせないものであります。

青少年が自らの意思で可能性と未来に向かって夢や希望を持ち、豊かな心で人とひととの「絆」を育み、社会の形成に参画し健やかに成長できるよう、地域全体で青少年を見守り育てていく必要があることから、家庭、学校、地域、行政が協力しあい、青少年に対して温かく見守り、配慮と支援を行える社会づくりに努めてまいります。

第3は、「地域文化の保存と創造」であります。

文化財は、わが国の長い歴史のなかで育まれた、貴重な国民的財産であります。町内に数多くの貴重な文化財を有することを誇りとし、町民憲章でも掲げているように、これらの歴史遺産を受け継ぎ、守り、未来に伝えていくことは、「郷土愛」を育む基礎となるものであるとともに、私たちに課せられた責務です。

こうした文化財の保存・活用を進めるためにも、奈良大学、法隆寺国際高校との連携・協力を更に深めながら、歴史講座などの社会教育や学校教育などのいろいろな機会を通して、その保存、啓発、顕彰に努めてまいります。

また、(仮称)斑鳩町文化財活用センターの整備につきましては、歴史・文化を活かした特色あるまちづくりの一環として取り組むものであり、藤ノ木古墳のガイダンス機能を中心に、斑鳩の歴史・文化を学べる施設として、また調査研究の拠点として整備するものであります。

本年12月には整備工事を終え、平城遷都1300年を迎える平成22年3月のオープンをめざしております。その完成記念として「国宝藤ノ木古墳出土品の里帰り展」を開催するとともに、引き続き春と秋には、史跡藤ノ木古墳の石室特別公開を開催してまいります。

史跡中宮寺跡の発掘調査については、3ヶ年計画の2年目として、金堂の基壇に引き

続き、塔の基壇を中心とした学術調査を実施し、今後の史跡整備計画における基礎的なデータを得ることとしています。

第4の柱は、「潤いのある魅力的なまちづくり」であります。

第1は、「市街地・住環境の整備」であります。

都市を構成する骨格的要素であるJR法隆寺駅周辺整備につきましては、平成19年3月の駅舎橋上化事業完了後において、駅前広場整備及び駅周辺道路整備を順次進めてまいりました。

今後におきましても、計画している駅周辺の道路整備の推進に取り組んでまいります。また、駅南側の新家地区では、地元の方々が中心となって土地区画整理事業実施への機運が高まっていることから、当該地区の市街化区域編入や土地区画整理事業の促進を支援してまいります。

第2は、「道路・交通体系の整備」であります。

はじめに、「いかるがパークウェイ」の整備促進につきましては、現在、国において稲葉車瀬区間及び五百井・興留区間において事業を展開していただいているところであります。

そのうち、稲葉車瀬区間では、モデル区間の西側から白山神社までの約330mの区間において道路改良工事着手に向けて準備が進められているところです。また、岩瀬橋の架け替えについても、現在、橋の下部工事が順調に進められていることから、上流側の上部工事の着手に向けて準備が進められています。本町といたしましても、これらの工事が円滑に進捗できるよう地元対応に努めてまいります。

また、五百井・興留区間では、用地買収の準備作業として、幅杭設置や土地の境界の立会などが実施されていますが、以降、現在までに具体的な進展が見られない状況であることから、関係者の皆さまには大変ご心配をかけているところであります。この区間におきましては、地域の用排水計画、道路高、いかるがパークウェイと交差する町道等との交差点計画など具体的に検討が行われているところです。本町といたしましても、沿道の土地利用の活性化及び地域の利便性の向上、沿道の環境保全など、地域の発展に寄与できるよう、国土交通省と協議を進めており、地元関係者の方々とも十分に調整を重ねながら進めてまいります。また、用地買収につきましても、早期に着手いただけるよう国土交通省に働きかけてまいります。

次に、岩瀬橋から三室交差点までの間では、今日まで、道路構造の検討が進められて

きたところではありますが、その検討にあたっては、沿道の紅葉ヶ丘、新楓町の両自治会とは協議を行っていただいております、住民の方々の貴重なご意見を伺っています。

本町といたしましては、三室自治会につきましても、協議の場を設けていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、沿道地域の皆さまのご意見をお聞かせいただきながら、より良い道づくりに努めてまいります。

次に、「都市計画道路法隆寺線」の整備につきましては、現在、工事を行っている区間の整備が年度末で完了いたします。これにより、いかるがパークウェイモデル区間と中央公民館南側までの区間につきましては供用できることとなります。

しかし、予定区間の全線開通には、残っている事業用地1件の取得が課題となっております。一日も早く予定区間の整備ができるよう、残る1件の用地買収に全力を傾注してまいります。

次に、県事業として進めていただいている「県道天理斑鳩線」の進捗状況についてであります。

本町といたしましても、本事業の推進を図るため、県と連携しながら、地元地権者及び関係者との交渉を続けているところであります。

県におかれては、合意に至った部分から整備工事に着手されているところであります。また、既にお買収が済んでいる部分について、近日中に整備工事が行われると聞いております。

なお、国道25号との取付け工事につきましては、関係地権者と用地交渉を行うなかで、境界の立会等をされているところであります。

今後におきましても、県と連携をとりながら、関係者のご理解、ご協力を得るべく、鋭意努力してまいります。

第3は、「風景・景観の形成」であります。

平成16年6月に景観法が制定され、景観に対する法整備が行われてきました。今日では、全国の自治体において、景観法に基づいたそれぞれの景観施策が講じられてきています。

県におかれましても、世界に誇る多くの歴史文化遺産とそれらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境を保全するとともに、生活舞台としての良好な都市景観を創出し、さらには、それらを次世代に引き継ぐために、「奈良県景観計画」の策定について、来

年度中の施行に向け手続きを進められているところであります。

本町におきましては、今日まで、古都保存法や県の風致地区条例に基づく規制誘導を図るとともに、ハード面では、斑鳩らしい風景・景観の残る地域において電線類の地中化事業等を展開してまいりました。

一方、ソフト面では、三塔周辺では地域の方々のご協力を得るなかで、コスモスによる景観作物栽培の取組みを継続しながら、斑鳩固有の歴史的景観や自然景観が融合した風景、景観の保全に努めてきたところであります。

しかしながら、これらの取組みにも関わらず、現行の規制誘導だけでは対応でき得ないところがあるために、幹線道路の沿線で斑鳩らしい景観が失われつつあります。

このことから、先人のたゆまぬご努力によって守ってこられたこの斑鳩の景観を次代に伝えるため、新年度から「斑鳩町景観計画・景観条例」の策定に向けて取り組んでまいります。

第5の柱は、「安全で快適なまちづくり」であります。

第1は、「環境保全の推進」であります。

はじめに、「環境共生型まちづくりの推進」についてであります。本町は、悠久の歴史を持つ文化遺産と美しい自然に恵まれ、優れた伝統と文化を育んでまいりました。こうした先人たちが連綿と受け継いできた環境を守り、次代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であります。

一方で、私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムに支えられた豊かで便利な生活を享受してきた結果として、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引き起こし、その影響が将来の世代の存続を危うくする大きな脅威となっています。

こうした問題を解決し、私たちの責務を果たすためにも、「脱温暖化社会」や「循環型社会」の構築に向け、今一度、これまでの生活様式や社会経済活動を改めていく必要があります。

このため、本町では環境負荷の少ない持続可能なまちの実現をめざした、さまざまな施策を積極的に推進してまいります。

その一環として、地球温暖化対策と住民の皆さまに生活様式を見直していくきっかけとするため、新年度から化石燃料の代替として廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料を活用し、ごみ収集車などで使用するとともに、今後の活用方法について検討を行ってまいります。

また、環境問題の解決には、個人や地域の主体的な取組みが不可欠であることから、「環境教室」や「自治会別環境問題学習会」など環境教育の充実に努めるとともに、地域の主体的な環境活動への支援を通して、住民自ら行動する機運を醸成してまいります。

さらに、本年2月に3期目の登録が認められたISO環境マネジメントシステムにつきましては、自己運用範囲を計画的に拡大し、公共施設における省エネ対策を推進していくとともに、住民の皆さまにもエコいかるが運動の普及を図ってまいります。

次に、「循環型社会の形成」についてであります。

ごみ減量及びリサイクル活動の推進につきましては、これまでの課題であった剪定枝葉や刈草の堆肥化処理に平成20年度から移行するなど、廃棄物のより適正な処理に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

しかしながら、依然、全国的には最終処分場の残余容量の逼迫といった深刻な問題を抱えており、本町におきましても、一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

このようなことから、平成18年度から実施している「その他紙製容器包装類」のモニター回収地区を更に拡大するとともに、新年度におきまして、モデル地区による生ごみの分別収集を試験的に行い、分別あるいは収集時の課題の掘りおこしを行いながら堆肥化処理を実施し、近い将来、「その他紙製容器包装類」及び「生ごみ」の分別収集につきましては、全町での本格実施につなげてまいりたいと考えております。

また、平成18年度からマイバッグ持参推進サポーターの皆さまとともに、マイバッグ持参運動を展開してまいりましたが、さらにマイバッグ持参によるごみ減量化を図るため、町内の大型店舗との環境協定の締結も視野に入れた抜本的な対策を講じていくなど、「ごみゼロのまち いかるが」の実現をめざしてまいります。

さらには、衛生処理場や鳩水園などの衛生処理施設につきましては、必要な補修等を行うことにより、施設の延命を図るとともに、周辺の皆さまのご理解とご協力を得ながら、周辺環境に十分配慮し、適正な管理運営に努めてまいります。

第2は、「防災・防犯」であります。

はじめに、「防災・消防」についてであります。災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、非常備消防、危機管理体制の充実等に努めてまいります。

新年度におきましては、平成16年に県において作成された「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、本町の災害備蓄品の充実を引き続き行うとともに、

避難所施設の設備の充実を図ってまいります。

また、災害の発生が予想される時、又は、災害発生時における避難勧告、避難指示といった緊急情報や生活関連情報をパソコン、携帯電話へ情報を提供する防災情報メールの運用を引き続き行ってまいります。

さらに、災害時における初動体制をはじめとした防災体制の充実を図るため、第5回生駒郡総合防災訓練を本町において実施するとともに、自衛消防団の育成のための支援、自衛消防団、自治会が主体で実施する地区別防災訓練も引き続き行うことにより、住民の皆さまの自主防災意識、地域防災力の向上を図ってまいります。

次に、懸案となっている「三代川及び富雄川」の改修についてであります。

三代川の改修につきましては、現在も未改修部分の下流域から、県と連携を図りながら、用地協力の交渉を進めております。

平成20年度におきましても、地権者の方と順次交渉を進められており、ボーリング調査等も行われているところであります。

また、富雄川の改修につきましては、現在JR橋梁部分での護岸工事等が順次進められていますが、上流部に農業用の井堰があることから、地元水利組合等と協議が行われているところであります。

今後におきましても、両河川の事業促進に向けて、県とともに関係者のご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

第3は、「上・下水道の整備」であります。

はじめに、「上水道整備」についてであります。上水道は、住民生活をはじめ社会経済活動に欠くことのできない基幹施設として、その機能を有しており、「安全」、「安心」、「良質」な水を安定的に供給できるよう努めているところであります。

昨今、人口の減少や少子高齢化による世帯構成の変化、節水機器の普及などによる節水意識の広まりに加え、長期的な景気低迷などにより、水の需要は下降傾向にあります。

一方、食品の安全性や品質について厳しい視線が向けられており、浄水器やミネラルウォーターが普及するなど、「安全」で「おいしい水」に対する住民の皆さまの関心は非常に高くなってきています。

こうしたなか、より安全で良質な水の供給を続けていくことが使命と考えており、そのためにも、上水道施設の計画的な更新を図るとともに、漏水調査を進めることにより、高い有収率を確保するなど水道事業の健全な経営に努めてまいります。

次に、「下水道整備」についてであります。

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全という快適で安全な暮らしを実現するための重要な役割に加え、近年では、地球環境問題に対する関心の高まりとともに、健全な水循環の構築による、良好な水環境の創造が求められており、強いては循環型社会の実現につながるものと大きな期待が寄せられています。

本町におきましても、平成4年に公共下水道工事に着手し、平成21年1月末現在136ヘクタールの区域で整備を完了し、1,674件の使用申請をいただき、着実に公共下水道は普及しているところであります。

こうしたなか、本年1月には、これまで日本一汚い川として知られていた大和川が、観測史上、最も綺麗な水質を記録したことが公表されるなど、大和川流域全体の自治体が行ってきた水質改善の効果がはっきりと現れてきています。

今後におきましても、公共下水道の必要性を更に啓発し、整備拡大及び接続率の向上を図るとともに、健全な下水道経営に努めてまいります。

第6の柱は、「にぎわいのあるまちづくり」であります。

第1は、「農業の振興」についてであります。

農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増大、農業従事者の高齢化、担い手不足など厳しい状況にあります。

こうした状況のなかでも、少しでも未来への明るい展望が開けるように農地の保全及び農業の活性化を図るため、土地基盤整備や地域農政の推進等とあわせ、担い手の確保・育成を進めてまいります。

また、食糧の安定供給や遊休農地の解消を図るため、農業委員会をはじめ関係団体との連携・協力により優良農地の確保に努めてまいります。

第2は、「商工業の振興」についてであります。

景気の後退が加速し、その先行きが不透明で、消費者の購買意欲は停滞し、民間需要も低迷していることから、商工業者を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあり、町内の各商店や事業者におかれては、懸命に経営努力をされているところであります。

本町といたしましても、これらの取組みを支援するため、新年度では、「商工業者債務保証料補給」を増額するとともに、県をはじめ関係機関と連携をとりながら、より一層の情報の提供に努めてまいります。

第3は、「観光の振興」についてであります。

日本「木造の世界遺産」市町村連絡協議会や「ビジット・ジャパン・キャンペーン」でのこれまでの取組みが実を結び、フランスのミシュラン社が本年3月にはじめて発行する「キド・ベール（緑のガイド）」日本編において、優れた観光地として「法隆寺」が三つ星の評価を受けました。

今後におきましても、斑鳩の魅力を広く内外にアピールできるよう、あらゆる機会を通して情報発信していくとともに、斑鳩町観光協会をはじめとする関係機関とも協力しながら、“もてなしの心”で国内外の観光客の誘致を図ってまいります。

また、2010年には、日本の歴史・文化が連綿と続いたことを“祝い、感謝する”とともに、“日本のはじまり奈良”を素材に、過去・現在・未来の日本を“考える”機会として、平城遷都1300年祭が開催されます。

特別史跡平城京跡を中心会場とし、県内各地でイベントが展開されますが、「斑鳩・信貴山周辺」が、このイベントのオープニングの地となっております。

本町におきましても、斑鳩の里の魅力を発信する契機として捉え、平城遷都1300年を記念して、「斑鳩市」を開催してまいります。観光協会、商工会、物産組合、農業団体等により実行委員会を設立し、物産の開発や物産展を開催するとともに、アンテナショップを開設し、観光力を高めてまいります。

最後に、町政の運営に関する施策につきまして申し上げます。

はじめに、住民・行政協働によるまちづくりについてであります。子育て支援やお年寄りの介護、子どもたちの見守り活動などでの住民の皆さまの取組みを見ても明らかなように、まちづくりを支える担い手は行政だけにとどまらず、自治会組織や住民活動団体などの人々の力が必要となっております。

そうしたことから、これらの力と行政の力が組み合わせられ、それぞれの特性が活かされることで、より良いまちづくりが進められるよう、引き続きこれら団体等への支援を行ってまいります。

次に、職員の資質の向上についてであります。

本町におきましては、平成9年度から公務能率及び職員の資質の向上と公正な人事管理に資することを目的に、職員の勤務評定を行うとともに、平成16年度には斑鳩町人材育成基本方針を策定し、分権型社会にふさわしい組織に変容させていくため、組織の担い手である職員自身の意識改革と能力開発の推進に取り組んでいるところであります。

しかしながら、三位一体改革後の厳しい財政状況を克服し、分権型社会を実現してい

くためには、人材の育成と活力を強力に推進するための中心的なシステムを新たに構築していく必要があることから、地方分権時代を担うにふさわしい職員、時代の変化に的確に対応できる人材を育成することをめざした、新たな人事考課制度を策定いたしました。

この新たな人事考課制度は、職務行動の評価や役割の達成状況の評価を通じ、職員の職務遂行能力や実績を的確に把握することを基本としております。また、公平性や納得性を高める必要があることから、その評価者である管理職員の研修も行いながら、その実施に向け試行してまいりたいと考えております。

次に、行政改革の推進についてであります。

地方分権の推進は基本的な潮流であり、地方行財政改革の推進策は法制化などの国レベルでの取組みだけでなく、各自治体においても不断の努力がなされているところでもあります。

本町におきましても、斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕の基本理念である「行政のパートナーである住民に対し、効果的で質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供し、常に成長することができる行財政システムの確立」のもと、その取組みを進め、一定の成果をあげてきたところであります。

今後におきましても、住民の皆さまから信頼される行政運営を確保するため、町政から「ムダ、ムラ、ムリ」を排し、「最小の経費で最大の効果」をあげるため、斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕の後期実施計画に掲げた取組項目を着実に推進してまいります。

次に、財政の健全化についてであります。

百年に一度と言われる金融危機のなか、町財政をめぐる環境は、明らかに悪化の方向に向かっており、今後は、これまで以上に大幅な財源不足を覚悟せざるを得ない状況にあります。

平成21年4月1日から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行され、平成20年度決算から適用されることとなります。

平成19年度決算においては、国民健康保険事業特別会計の累積赤字により、連結実質収支が赤字になる結果となりました。この状況を重く受け止め、そこに内在する財政構造上の課題を正しく認識した上で、将来の財政需要に対応できる健全で安定的な財政基盤の確立に取り組んでまいります。

ただ、その過程におきましては、住民の皆さまをはじめ各方面にわたり多大なご負担

やご迷惑をおかけすることも予想されます。自治体として責任をもって徹底した内部努力を行った上で、自主的・主体的なまちづくりを推進すべく住民の皆さまと一体となって成し遂げてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成21年度における主要施策の概要につきまして申し上げます。

私は、聖徳太子が国づくりの礎を築かれたこの斑鳩の地で住民の皆さまとともに築き上げてきた、この「ふるさと斑鳩」を誇りの持てるまちにして子孫に引き継いでいくため、目の前の現実と将来への責任に対して、住民の皆さまと手を携えて、職員とともに汗をかきながら、果敢に町政運営に邁進してまいります。

どうか議員皆さまにおかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（中川靖広君） 次に、日程8、議案第1号 斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、日程9、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第3号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第4号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程12、議案第5号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、日程13、議案第6号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、日程14、議案第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、日程15、議案第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程16、議案第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程17、議案第10号 平成21年度斑鳩町一般会計予算について、日程18、議案第11号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程19、議案第12号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程20、議案第13号 平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程21、議案第14号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程22、議案第15号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程23、議案第16号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程24、議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程25、諮問第1号 人権擁護委員の

推薦について意見を求めることについて（その１）、日程２６、諮問第２号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その２）、日程２７、認定第１号 町道認定及び路線変更について、日程２８、同意第１号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて、日程２９、同意第２号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その１）、日程３０、同意第３号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その２）、日程３１、同意第４号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その３）、日程３２、同意第５号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その４）、日程３３、同意第６号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その５）、日程３４、同意第７号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その６）、日程３５、同意第８号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その７）、日程３６、報告第２号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について）、日程３７、報告第３号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程３８、報告第４号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について）、日程３９、報告第５号 平成２１年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程４０、報告第６号 平成２１年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上３３議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました３３議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第１号 斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてであります。

介護従事者処遇改善のため平成２１年度から介護報酬が引き上げられ、その報酬引き上げに合わせ、第１号被保険者の保険料負担も増えることとなることから、その負担増分を抑制するため国費により交付金が平成２０年度中に交付されることとなります。また、この交付金の内容を第１号被保険者に周知するための必要経費としても交付金が交付されます。これらの交付分については、町で基金を設置し繰り入れる必要があること

から、その基金設置のための条例を制定するものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険税において、やむを得ず失業したことなどによる、収入等の激減により生活が困難となった人などに対して、必要と認められる場合に減免ができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてであります。

ふれあい交流センターいきいきの里では、高齢者のご利用が多く、入浴者数も増加してきているなか、入浴をしないで大広間等、館内でゆっくりくつろいでいただく方も増えてきたことから、大広間等の利用目的を損なわないよう整理するため、館内を利用される方について、一律に入館料を支払ってご利用いただく形態に改めるとともに、小広間についても使用料を設定することとし、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護報酬の改定や高齢者の増加等に伴い、第4期介護保険事業計画期間である平成21年度から平成23年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料に変更が生じるため、その介護保険料基準額、保険料段階及びその保険料段階ごとの基準額に対する保険料率の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,533万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ86億5,739万4千円とするものであります。

はじめに、歳入歳出予算の補正についてありますが、まず歳入予算の補正では、第3款利子割交付金で、世界的な金融危機による経済情勢の悪化に伴って、県において減収するとの見込みが示されたことから、300万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款配当割交付金では、12月町議会定例会において減額補正をお願いしたところではありますが、世界的な金融危機の影響が予想以上に大きく拡大し、県において、更に減収するとの見込みが示されたことから、300万円の減額補正をお願いするものであります。

また、第5款株式等譲渡所得割交付金につきましても、同様に大きく減収するとの見込みが示されたことから、1,500万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金のうち、第1目民生費国庫負担金で、保育園の広域入所事業において、国庫負担金の算定のなかで、特定財源として控除される保護者負担の増により、保育所運営費負担金70万3千円の減額補正、更生医療費及び障害者介護給付・訓練等給付費支給事業の決算見込みにより、自立支援給付費負担金256万6千円の増額補正、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の交付決定により36万4千円の減額補正をお願いするものであります。

また、第2項国庫補助金では、第3目土木費国庫補助金で、地方道路交付金の交付決定により27万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第4目教育費国庫補助金では、予算措置していた個人住宅建築等に伴う緊急発掘調査が発生する見込みがないことから、文化財発掘事業費補助金128万円の減額補正をお願いするものであります。

第5目総務費国庫補助金では、昨年の10月30日決定の「生活対策」を受けて、国の第2次補正予算において、新たに「地域活性化・生活対策臨時交付金」が創設されたことから、この交付限度見込額5,320万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金では、第1項県負担金のうち、第1目総務費県負担金で、税源移譲による個人住民税の減税措置について、その償還が当初見積りを下回り、県民税分に係る償還も少なくなることから、県民税分の償還額相当分として交付される県民税取扱負担金660万円の減額補正をお願いするものであります。

第2目民生費県負担金では、民生費国庫負担金と同様の事由により、保育所運営費負担金35万2千円の減額補正、自立支援給付費負担金128万2千円の増額補正、国民健康保険保険基盤安定負担金320万2千円の増額補正、後期高齢者医療保険基盤安定負担金については、後期高齢者医療保険料軽減費の確定により、373万8千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第2項県補助金では、第5目教育費県補助金で、教育費国庫補助金と同様の事由により、文化財発掘事業費補助金64万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第16款財産収入、第1項財産運用収入では、第1目財産貸付収入で、土地開発基金用地において土地賃貸料収入があったことから、5千円の増額補正を行うものであります。また、第2目利子及び配当金では、各基金運用益の決算見込みにより、23

8万3千円の増額補正を行うものであります。

次に、第17款寄附金では、福祉費寄附金で7名の方からご寄附をいただいたことから15万円、教育費寄附金で11名の方と1団体等からご寄附をいただいたことから26万1千円の増額補正、都市計画費寄附金では、2名の方からご寄附をいただいたことから11万円の追加補正を行うものであります。

次に、第21款町債では、第3目教育債で、学校校舎耐震工事に係る充当率の変更により530万円の減額補正を行うものであります。

第6目総務債では、斑鳩町土地開発公社の長期保有地を減らし健全化等を図る目的に、国の「地域活性化・緊急安心実現総合対策事業」を活用した形での協議を行っていたところ、土地開発公社が龍田西8丁目地内に長期間保有する土地の買い戻しについて、元利償還について地方交付税算入される起債の同意が得られたことから、2億6,440万円の追加補正を行うものであります。

なお、これらの予算補正につきましては、地方債の追加及び変更に係る補正もお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第2款総務費では、第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費で、職員の退職に伴う退職予定者特別負担金3,153万2千円の増額補正をお願いするものであります。

第5目財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の決算見込みによる積立金255万3千円の増額補正、また、歳入のところで申し上げた町土地開発公社保有地の買い戻し費用2億6,469万4千円の追加補正をお願いするものであります。

また、第2項徴税费では、第2目賦課徴収費で、税源移譲による個人住民税の償還金が当初見積りを下回る事等から、1,800万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費のうち、第1目社会福祉総務費で、国保財政安定化支援事業繰出金の確定により、365万3千円の増額補正をお願いするものであります。また、「福祉基金」にいただいた寄附金2万円の積立てをお願いするものであります。

第7目国民健康保険医療助成費では、国民健康保険事業に係る保険税軽減分繰出額、そして保険者支援分繰出額の確定により、378万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第10目障害福祉費では、更生医療費給付事業、福祉作業所運営支援事業、障害者介護給付・訓練等給付費支給事業において、決算見込み増により予算が不足することから、その所要額、あわせて541万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第12目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における介護給付費が当初見積りを上回ることから、その町負担額67万7千円の増額補正、また、介護報酬改定等に伴って、介護保険事業特別会計において電算システムの改修を実施することから、介護保険事務費繰出金99万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第14目後期高齢者医療費では、保険基盤安定負担金繰出額の確定により、498万4千円の増額補正をお願いするものであります。

また、第2項児童福祉費では、第1目児童福祉費で、児童福祉の充実にいただいた寄附金12万円の財源振替えをお願いしております。

第3目保育園費では、広域入所の入所希望者が当初の見積りを上回ることから、164万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費のうち、第4目健康増進事業費で、健康づくりの推進にいただいた寄附金1万円の財源振替えをお願いしております。

第6目火葬場費では、火葬場周辺対策事業に係る補償金650万円の増額補正をお願いするものであります。

また、第2項清掃費では、第3目し尿処理費で、新年度において計画していた鳩水園の排水に係る水質改善のための第2期工事について、歳入のところで申し上げた「地域活性化・生活対策臨時交付金」の活用が行えることから、本工事を前倒しして実施するため、その所要額3,000万円の増額補正をお願いするものであります。

また、現在、実施している第1期工事につきましても、本交付金を活用してまいります。

次に、第5款農林水産業費では、第1項農業費のうち、第4目土地改良事業費で、地元より町単独土地改良事業補助金の増額要望があったことから、650万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費では、第4項都市計画費のうち、第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計において、下水道負担金等の特定財源が減収となる見込み等から、公共下水道事業特別会計繰出金516万8千円の増額補正をお願いするものであります。

第7目景観保全対策事業費では、自然環境の保全と活用にいただいた寄附金11万円

の財源振替えをお願いしております。

次に、第9款教育費では、第4項幼稚園費の第1目幼稚園費で、「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用し、幼稚園園舎の2次耐震診断を前倒しして実施するため、その所要額430万円の追加補正をお願いするものであります。

また、第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、個人住宅建築等に伴う緊急発掘調査が発生する見込みがないことから、256万円の減額補正をお願いするものであります。また、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」にいただいた寄附金25万1千円の積立てと、埋蔵文化財の発掘調査にいただいた寄附金1万円等の財源振替えをお願いしております。

次に、第11款公債費では、平成20年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、2,764万6千円の減額補正を行うものであります。

次に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として2,913万3千円を充当させていただきたく、補正をお願いするものであります。

次に、継続費の補正についてであります。が、(仮称)文化財活用センター整備事業に係る継続費について、12月町議会定例会において契約の議決をいただいたことから、事業費の総額及び平成21年度の年割額の変更をお願いしております。

最後に、繰越明許費の補正につきましては、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、火葬場周辺対策事業で1,050万円、衛生処理場周辺対策事業で400万円、鳩水園施設改良事業で3,000万円、土地改良事業で800万円、土地改良支援事業で1,050万円、道路新設改良事業で3,590万円、法隆寺線整備事業で1,060万5千円、幼稚園園舎耐震補強事業で430万円の予算措置をお願いしております。

次に、議案第6号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億7,219万6千円とするものであります。

その内容といたしましては、まず、歳入につきましては、第2款国庫支出金及び第5款県支出金では、高額療養費共同事業拠出金の確定に伴いまして国及び県の共同事業負担金の額が決定いたしましたので、それぞれ59万7千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第7款財産収入では、財政調整基金受取利息として2万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い、743万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第10款諸収入では、本補正に伴う財源超過分及び療養費等指定公費返還金の補正として55万6千円の減額補正をするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款総務費で、財政調整基金受取利息分の積立てとして2万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴い10万4千円の減額補正をするものであります。

次に、第10款諸支出金では、療養費等指定公費立替金として100万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第11款予備費では、479万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,679万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億6,863万9千円とするものであります。

その主な内容といたしまして、まず、歳入では、公共下水道への接続件数見込みの減により第1款、分担金及び負担金で900万円の減額補正、第2款、使用料及び手数料で136万1千円の減額補正、第3款、国庫支出金では、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額補助金の追加により288万7千円の追加補正、第4款、繰入金では516万8千円の増額補正、第6款、諸収入では、消費税還付金確定により171万5千円の増額補正、第7款、町債では、事業執行に伴い公共下水道事業債で1億1,700万円の減額補正、流域下水道事業債で80万円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出につきましては、第1款、公共下水道費、第1項、下水道管理費では、接続件数見込みの減から流域下水道維持管理負担金で62万3千円の減額補正、第2項、下水道新設改良費では、事業執行における残額といたしまして委託料で3,300万円の減額補正、工事請負費で6,000万円の減額補正、補償補填及び賠償金で、2,400万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2款流域下水道費では、流域下水道事業に係る負担金の額の確定により83

万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、公共下水道費の汚水処理施設整備交付金事業の執行に伴う残額を、平成21年度に整備を予定しております、龍田2丁目地区と神南3丁目地区の面整備を先行して発注することから、工事請負費で1億円の繰越明許をお願いするものであります。

また、町債の補正に伴い地方債の限度額の補正をお願いするものであります。

次に、議案第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,201万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億4,092万9千円とするものであります。

その内容といたしましては、第1点目として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を国から受け入れるため国庫補助金において、そして、その受け入れた交付金を全額基金に積み立てるため、基金積立金において増額の補正をお願いするものであります。

第2点目といたしましては、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定により、歳入では財産収入において、歳出では、基金積立金において増額補正をお願いするものであります。

第3点目といたしましては、平成20年度の最終的な介護給付総額を推計するにあたり、現在の施設関係の給付費において予算額を若干上回る見込みでありますことから、歳入では、給付額に対する法令に基づく国・支払基金・県・市町村の負担割合に応じて、施設関係の負担割合が少ない国庫支出金については61万8千円の減額補正となりますが、支払基金交付金について168万円、県支出金について237万8千円、繰入金において67万7千円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。一方、歳出につきましては、介護給付費において541万7千円の増額補正、基金積立金において130万円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第4点目といたしまして、介護報酬の改正等に伴い、介護保険システムにおいても改修する必要が生じることから、歳入では、国庫補助金と一般会計繰入金において、歳出では、総務費において増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,141万1千円とするものであります。

その内容といたしましては、まず、歳入につきましては、平成20年度の保険料賦課額に係る軽減相当額の確定に伴い、公費負担分として第4款繰入金に498万4千円の増額補正をお願いするものであります。

また、歳出につきましては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金において、その保険料の軽減相当額を、保険基盤安定負担金として498万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第10号 平成21年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成21年度一般会計予算は、総額69億6,000万円を計上しております。前年度と比較して、7億8,000万円、10.1%の減額となっております。

それでは、平成21年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

はじめに、「平成21年度の地方財政計画」についてであります。

地方財政計画の総額は、前年度比1.0%減の82兆5,557億円となっております。

平成21年度の地方財政計画は、景気後退の勢いが強まり、地方交付税の原資となる国税の大幅な減収が見込まれるなかであります。地域における安全安心の確保などのための経費を上積みされることなどにより、4,000億円の地方交付税が増額されるなど、地方の一般歳出を増額した上で財源の確保が図られております。

ただ、社会保障関係経費の増額を見込む一方で、いわゆる骨太の方針2006に沿って、地方財政の健全化を推進するため、給与関係経費や地方単独の投資的経費などの地方歳出が引き続き抑制されており、地方財政の運営は、引き続き厳しい状況にあります。

今後とも、地方交付税の増額確保に向け、極めて厳しい財政運営を強いられている地方の切実な実態を国に強く訴えてまいります。

次に、新年度予算に計上した主な歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

新年度予算におきましては、わが国が直面している未曾有の経済不況情勢のなか、町政運営の基盤となる町税が大きく減収となる極めて厳しい状況ではあります。住民の皆さまの暮らしを守ることを第一に、出産・子育て、健康、福祉、環境、学校教育等の施策に充分留意しながら、将来の子どもたちの財政負担も勘案し、財政調整基金を取り崩すことなく、予算を編成いたしました。

はじめに、町の中心的な財源である町税につきましては、30億4,220万円を計

上しております。前年度と比較して、1億4,520万円の減額となっております。

町民税におきましては、昨年9月のリーマンブラザーズの破綻で表面化した世界的な金融危機による急速な経済の減速の影響で、個人、法人ともに税収が落ち込むことが予測されることから、前年度と比較して、5,800万円減の16億600万円を計上しております。

また、固定資産税では、土地については、一部の地域で評価額が上昇することや農地の宅地化も進んでいることから増収となるものの、家屋、償却資産等においては、平成21年度が3年に一度の評価替えの年にあたることや、経済状況の悪化による住宅需要や設備投資の落込み等の影響により、前年度と比較して、4,600万円減の11億4,330万円を計上しております。

たばこ税におきましては、タスポ導入の影響や禁煙率の増加等により前年度と比較して、3,970万円減の1億3,230万円を計上しております。

次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金につきましては、国の地方財政見通しや県の提供資料等をもとに積算を行い、それぞれ見込額を計上しております。

地方特例交付金、地方交付税につきましては、国において増額確保が行われたことから、若干の増額が期待できるものの、その他の交付金につきましては、現在の社会経済情勢を反映して、大きく減額しております。

地方特例交付金では、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収を補てんするため創設された減収補てん特例交付金の増額が見込まれること、さらには、自動車関係諸税の減税の影響を受ける市町村に対して、その減収分の一部を補てんするため、限定的に減税補てん特例交付金が創設されることから、前年度と比較して、1,990万円増の5,220万円を計上しております。

また、地方交付税では、本町においては、基準財政需要額に算入される事業費補正等の減額の影響はあるものの、「地域の元気回復」などのための財源が増額されたことから、前年度と比較して、1,100万円増の17億600万円を計上しております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保を図ったところであります。

国庫支出金では、障害者介護給付・訓練等の給付に係る自立支援給付費負担金、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る交通安全施設等整備事業費補助金は増額となるものの、

(仮称)斑鳩町文化財活用センター等の整備に活用したまちづくり交付金が減額となることから、前年度と比較して、433万4千円減の3億9,739万6千円を計上しております。

また、県支出金は、税源移譲時の所得変動に関する軽減措置の実施に伴って交付された県民税取扱負担金は減額となるものの、学童保育室の新設に係る児童厚生施設等整備事業費補助金、妊婦健康診査支援費補助金、衆議院議員選挙費委託金が増額となることから、前年度と比較して、2,608万8千円増の3億6,279万6千円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、新年度では、財政調整基金からの繰入れを行わず、減債基金繰入金185万5千円のみを計上しております。前年度と比較して、8,314万円の減額となっております。

最後に、町債につきましては、5億3,760万円を計上しております。前年度と比較して、5億1,280万円の減額となっております。

JR法隆寺駅周辺整備事業、学童保育室の新設をはじめとする建設事業費に係る財源確保を図るとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債の活用を図っております。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組む主な事業につきまして、できるだけ先程の施政方針と重複しないよう、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、第1款 議会費であります。新年度は、1億360万8千円を計上しております。前年度と比較して、8万3千円の増額となっております。

議員皆さまにおかれましては、本町の発展のために、多岐にわたり活発な議会活動を行っていただいていることに対しまして、深く感謝を申し上げます。

未曾有の経済不況情勢のなか、本町が抱えるさまざまな課題を乗り越えていくため、議員皆さまのご意見を拝聴し、ご指導・ご協力を賜りながら、ともに町政の推進にあたってまいりたいと考えております。

続きまして、第2款 総務費であります。新年度は、8億5,908万8千円を計上しております。前年度と比較して、5,211万7千円の減額となっております。

1点目は、職員の人材育成についてであります。社会経済状況の急激な変化、地方分権への流れ、厳しさを増す財政状況など、厳しい時代に立ち向かっていくためには、職

員一人ひとりの力を高め、結集することで、組織の力を向上させていく必要があります。

このため、職員一人ひとりの力を高めるとともに、職場のあらゆるステージを活用し、「住民の視点に立って考え、行動し、信頼される職員」の育成に努めてまいります。

2点目は、住民と行政協働によるまちづくりについてであります。「答えは常に現場にある」という信念のもと、「町民対話集会」や「行政出前講座」などを通して、地域に出向き、住民の皆さまのお話をしっかり聞かさせていただくとともに、本町が抱えるさまざまな行政課題をお話するなかで、地域との絆を深め、更に一層の信頼を築き上げてまいりたいと考えております。

また、住民の皆さまとの信頼を築き上げていく上で欠かせない情報発信につきましては、町広報紙やホームページなどを通じて、行政運営の方針や計画、各種行政サービスなどの情報を積極的に発信してまいります。

3点目は、計画的な行財政運営についてであります。第4次斑鳩町総合計画の策定につきましては、平成20年度から、その策定作業を進めているところでありますが、新年度では、住民意識調査の公表、第3次総合計画の現況と課題整理等を進めてまいります。

また、財政健全化の取組みにつきましては、国における「三位一体の改革」以降、自主財源の確保、とりわけその中核を占める町税収入の確保は行政経営の大きな課題となっております。さらには、税負担の公平性を保ち、納税者の信頼に基づく行政を展開する上でも一層、その重要度を増しております。

このため、これまで以上に町税の徴収対策を推進するとともに、滞納整理については、税務署等の関係機関との連携を強化し、税収の確保に取り組んでまいります。

続きまして、第3款 民生費であります。新年度は、19億5,360万7千円を計上しております。前年度と比較して、4,337万3千円の増額となっております。

1点目は、高齢者福祉についてであります。新しく策定した「第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、お年寄りの人ができる限り要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域や家庭で暮らすことができるよう、既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図るとともに、その利用促進に努めてまいります。

また、福祉課、健康対策課、地域包括支援センターが連携を取り合いながら、各事業に取り組む、今後も引き続き、高齢者が自立し充実した生活をおくれるよう施策を展開してまいります。

2点目は、障害者福祉についてであります。新年度におきましても引き続き、「障害者自立支援法」に沿って、「第2期斑鳩町障害福祉計画」に基づき、身体障害、知的障害、精神障害の3障害に共通の自立支援のための各種福祉サービスを提供してまいります。

3点目は、児童福祉についてであります。施政方針のなかで述べさせていただき、新年度では、新たに「要保護児童対策地域協議会」を設置するとともに、「つどいの広場」の開設の拡大や学童保育室の増設、さらには、「斑鳩町次世代育成支援行動計画」の後期計画の策定など、ソフト、ハード両面にわたる施策の充実を図ってまいります。

学童保育室の増設につきましては、年々利用される児童も増加しており、斑鳩学童保育室、斑鳩東学童保育室において、保育室の増設等の必要な整備を行い、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

また、保育園の運営におきましては、常に利用者の立場に視点を置きながら、乳児保育・延長保育・一時保育サービス等の充実に努め、仕事と子育ての両立の支援や安心して子育てできる環境整備の確立に努めてまいります。

続きまして、第4款 衛生費であります。新年度は、8億4,862万7千円を計上しております。前年度と比較して、1,498万3千円の増額となっております。

1点目は、斑鳩町総合保健福祉会館「生き生きプラザ斑鳩」の運営についてであります。施政方針のなかで述べさせていただきましたように、オープンから半年がたち、保健・福祉の活動拠点として、多くの皆さまにご利用いただいております。

この施設が、住民の皆さまの「心の福祉を育む場」、「健康づくりの場」、そして「コミュニケーションの場」として気軽に利用していただけるよう、その運営に努めてまいります。

2点目は、健康づくりについてであります。母子保健の推進につきましては、施政方針のなかで述べさせていただきましたように、子育て支援の充実に取り組んでまいりますが、妊娠期や新生児期の早い時期から、保健センターの保健師等が妊婦や保護者の方との関わりを持ち、コミュニケーションを築くなかで、相談やアドバイスができるきめ細かな関係づくりに努めてまいります。

また、子育て経験の不足による育児不安も多様化してきていることから、医師や助産師による専門的立場からの子育て支援教室や講座などを開催し、親の育児力を高めると

ともに、地域での子育て環境づくりに努めてまいります。

次に、感染症の予防につきましては、その発生と蔓延、罹患後の重症化を予防するため、引き続き予防接種の必要性を啓発し、お年寄りや子どもたちの健康の保持・増進に努めてまいります。

また、最近では、成人の予防接種の免疫低下による麻しん・風しんなどの感染が社会的に問題にされていることから、これらに係る正しい知識の普及啓発、接種に関する情報提供にも努めてまいります。

次に、健康増進につきましては、疾病の早期発見と、住民の皆さまの健康管理を支援するため、各種がん検診の受診啓発に努めるとともに、「運動」、「栄養」、「喫煙」など生活習慣と密接につながりがある生活習慣病、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するために、栄養と運動に重点を置いた健康教育を実施してまいります。

3点目は、環境対策についてであります。私たちの生活と密接な関係にある温暖化をはじめとする地球環境問題の解決には、国レベルの取組みだけではなく、地域レベルでの取組みが欠かせません。

そのため、地球温暖化防止事業として、体験型学習会を開催し、地球温暖化についての正しい認識と緩和・防止するための生活様式のあり方について考え、行動を起こす機会の提供に努めてまいります。

また、地域での環境保全活動のリーダーとなる環境保全推進委員につきましては、本年3月末で第6期委員の任期が満了になることから、新年度におきまして第7期委員を新たに委嘱し、地域での環境保全活動を推進してまいります。

また、民間建築物吹付アスベスト等の分析調査につきましては、国庫補助の要件が「多数の方が利用される建物から、戸建て住宅を含むすべての建物」に改正されることから、本町といたしましても、アスベスト等の分析調査に対する補助制度を創設し、アスベストによる被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理につきましては、依然、埋立て処分場の残余容量の逼迫など、大きな問題を抱えており、本町といたしましても、焼却灰を含めまして埋立て処理しなければならない廃棄物の量を減少させていく必要があります。

そのため、「ごみのゆくえ探検ツアー」、「生ごみ堆肥化講習会」などの啓発事業、「資源物集団回収」、「家庭生ごみ減量化」などの奨励事業を通じ、リデュース、リユ

ース、リサイクルのスリーアール実践の推進に取り組んでまいります。

また、「その他プラスチック類」、「剪定枝葉・刈草」など、これまでの資源回収を継続するとともに、あらゆる廃棄物の資源化方法の調査研究を進めてまいります。

さらには、毎年実施している「いかるがの里クリーンキャンペーン」につきましては、従来の方法からより参加しやすい形態に充実し、住民の皆さまとともに、ポイ捨てや不法投棄しにくい雰囲気醸成に努めてまいります。

続きまして、第5款 農林水産業費であります。新年度は、1億2,022万9千円を計上しております。前年度と比較して、2,122万4千円の減額となっております。

1点目は、農業の振興についてであります。農業生産力の向上を図るため、農道などの整備に取り組むとともに、土地改良区、水利組合が実施される事業に対して支援を行ってまいります。

また、農業者・商工業者と住民の皆さまとの交流を図りながら、地元農業や産業への関心を深めるため、引き続き「産業フェスティバル」の開催を支援してまいります。

2点目は、農業経営の改善についてであります。農業の後継者不足などにより、増加しつつある遊休農地を解消するため、農業委員会や関係団体と連携を取り合いながら、その解消に向けた計画に基づき活動を進めるとともに、農地や水を守る環境保全に向け、稲葉車瀬地区と岡本地区が取り組む「共同活動」「営農活動」に対する支援を行ってまいります。

続きまして、第6款 商工費であります。新年度は、9,336万3千円を計上しております。前年度と比較して、267万8千円の減額となっております。

1点目は、商工業の振興についてであります。厳しい経済情勢のなか、懸命に経営努力されている商工業者の皆さまを支援するため、「商工業者債務保証料補給」を増額するとともに、これらの取組みを支える商工会に対しまして、引き続き財政面から支援してまいります。

また、雇用の促進につきましては、「奈良県しごとiセンター」などの関係機関と連携をとりながら、関係機関で実施される「仕事相談」や「カウンセリング」、セミナーや各種講習会などの情報提供を通して就職支援に努めるとともに、老年者の雇用促進については、引き続きシルバー人材センターの活動を支援してまいります。

2点目は、観光の振興についてであります。観光協会の活動を支援するとともに、「太子ロマン斑鳩の里 観月祭」、「斑鳩市」の開催や、「桜祭能」などの観光協会の

自主事業との連携を図りながら、観光客の誘致に努めてまいります。

3点目は、消費者対策についてであります。消費生活問題は、不当請求・架空請求トラブルや携帯電話のトラブル、住宅リフォーム詐欺など、複雑化・巧妙化してきております。これら被害を未然に防止するため、啓発活動の推進に努めるとともに、消費生活相談や学習会を実施し、消費生活の向上に努めてまいります。

続きまして、第7款 土木費であります。新年度は、8億1,632万2千円を計上しております。JR法隆寺駅周辺整備事業に係る事業費の減により、前年度と比較して、4億8,949万4千円の減額となっております。

1点目は、生活道路の整備についてであります。安全で安心、快適な道路環境の整備に向けて、道路5ヶ年計画線については、現在、取り組んでいる継続路線の整備を進めるとともに、いかるがパークウェイ事業による取付け道路の整備を行い、生活道路の新設・改良を進めてまいります。

2点目は、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。施政方針のなかで述べさせていただいたとおり、新年度では、主に駅北口から北方面に通じている町道312号線の整備を段階的に進めてまいります。

3点目は、景観計画・景観条例の策定についてであります。世界文化遺産のある町として、幹線道路を中心とした景観の保全と良好な景観の形成を図るため、新年度から2ヶ年で、「斑鳩町景観計画・景観条例」の策定に取り組んでまいります。

4点目は、都市計画マスタープランの策定についてであります。新都市計画マスタープランにつきましては、平成20年度から、その策定作業を進めているところでありますが、新年度では、全体構想案・地域別構想案の作成を進め、新都市計画マスタープラン素案を策定してまいります。

続きまして、第8款 消防費であります。新年度は、3億2,265万9千円を計上しております。前年度と比較して、207万9千円の減額となっております。

1点目は、消防体制の充実についてであります。西和消防組合の運営をはじめ、住民の生命と財産を守る町消防団の活動の充実を図り、地域における消防力の一層の強化に努めてまいります。

2点目は、防災体制の充実についてであります。災害発生時等における危機管理体制の確立を図るため、引き続き自衛消防団や消防施設の整備を行う自治会に対する支援を行うとともに、自衛消防団・自治会による自主的な地区別防災訓練を実施してまいりま

す。

続きまして、第9款 教育費であります。新年度は、8億9,315万9千円を計上しております。（仮称）斑鳩町文化財活用センターの建設に係る事業費の減により、前年度と比較して、2億1,883万7千円の減額となっております。

1点目は、学校教育についてであります。平成21年度から小学1年生に「30人学級」を導入するための町費講師のほか、引き続き小・中学校、幼稚園に町費講師を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒及び園児の教育や交流活動の充実を図るとともに、教科指導の充実に努めてまいります。

さらに、いじめ問題に適切に対処するとともに、不登校児童生徒等の悩みに寄り添うため、「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」を引き続き配置してまいります。

2点目は、学校教育環境の整備・充実についてであります。施設整備としては、地震災害に対する備えとして、耐震補強工事を計画的に進めており、新年度は、斑鳩中学校の本館西棟の耐震補強工事を実施するとともに、斑鳩小学校の本館及び資料館、斑鳩西小学校の本館、北館及び体育館と、斑鳩中学校の北館及び体育館の耐震補強設計を実施してまいります。

また、小・中学校及び幼稚園の遊具及び運動器具の更新及び修繕を計画的に実施し、子どもたちが安心して学校及び園生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

次に、子どもたちが学校で使用する机・いすにつきましても、更新計画を継続し、新年度では小学1年生を対象に新しいJIS規格に対応した机・いすに更新してまいります。

さらに、学校図書の購入を進め、蔵書の充実を図りながら、資料や内容等が古い書籍については適切にリユース・廃棄等を行い、学校図書室の機能向上を図ってまいります。

3点目は、生涯学習の推進についてであります。生涯学習のさらなる推進に向け、子どもから大人まで、その生涯にわたり自己を磨き、豊かな心を育み、地域に貢献できる方の育成を図るため、公民館教室や生涯学習講座、家庭教育学級、ホリディ学園等の充実に努め地域の教育力の向上に努めてまいります。

平成20年度に引き続き、3小学校におきまして、「放課後子ども教室」を試行的に実施し、放課後における子どもたちの居場所づくりに取り組んでまいります。

また、地域の人々の力をお借りし、学校を支援していく、「学校支援地域本部事業」

にも取り組んでまいります。

図書館の運営につきましては、昨年度は、ブックスタート事業に積極的に取り組み、新生児を持つ家族の皆さまに好評を得ました。今年度もこの事業を継続するとともに、小・中学校、幼稚園、公民館等の関連施設と連携を図りながら、お年寄りから子どもたちの学習の場としてサービスの向上を図ってまいります。

4点目は、文化財の保存についてであります。史跡整備に伴う史跡中宮寺跡の学術調査を引き続き進めるとともに、町内の埋蔵文化財の適切な保存を目的に発掘調査を実施してまいります。

また、遺構保護及び文化財の活用の観点から、駒塚古墳につきましては、宝篋印塔基礎部分の遺構の処理等を行うなどの応急的な処置を行い本格整備に備えてまいります。

5点目は、スポーツの推進についてであります。斑鳩町体育協会が設立50周年を記念して開催される記念事業を支援するとともに、各種スポーツ大会の開催をはじめ、誰もが、いつでも、気軽に楽しみながら健康づくりを行うことができる場として、平成20年2月に設立された「斑鳩町総合型地域スポーツクラブ」の活動支援を行ってまいります。

また、体育施設や設備を快適かつ安全に利用していただけるよう、サブアリーナの補修や武道場における屋根の断熱塗装など、施設の充実に努めてまいります。

最後に、第11款 公債費につきましては、9億933万2千円を計上しております。前年度と比較して、4,201万円の減額となっております。

昭和58年度に義務教育施設の整備に伴って発行した斑鳩南中学校建設事業債が平成20年度をもって完済したこと、平成10年度にふれあい交流センターいきいきの里の整備に伴って発行したふれあい交流施設整備事業債の償還が上半期で完済すること等により減額となっております。

次に、議案第11号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ28億5,390万円を計上しております。前年度と比較して2億7,490万円、8.8%の減となっております。

後期高齢者医療制度の創設や65歳以上の退職者医療制度の廃止、特定健康診査や特定保健指導の導入など平成20年度に改正された制度が円滑に行われることが、重要であると考えております。

歳入で主なものといたしまして、税収では、7億9,020万円を見込んでおります。国庫支出金では、7億2,012万3千円、退職被保険者等の保険給付に係る療養給付費交付金では、65歳以上の退職者医療制度に係る分として、1億96万9千円、前期高齢者交付金では、6億1,805万4千円、繰入金では、平成19年度の介護納付金不足分及び財政調整基金からの繰入金を含んで、2億3,609万5千円を計上しております。

一方、歳出では、予算総額の過半を占めている保険給付費につきましては、19億1,064万8千円を計上いたしました。その他の主な支出といたしましては、後期高齢者支援金等では、3億3,996万円、共同事業拠出金では、高額医療費に係るものとして、3億1,991万8千円を計上しております。

次に、議案第12号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ3,684万円を計上しております。前年度と比較して、2億716万円、84.9%の減となっております。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されたことにより、本特別会計での医療給付は、主に月遅れ請求分に対応することから、前年度と比較して大幅に減額した予算となっております。

まず、歳入といたしましては、本特別会計は支払基金・国・県・町それぞれの負担割合に応じた交付金等を歳入財源として運営しております。そのうち、町の負担は、公費の対象となる医療費の12分の1の額を負担することとなり、一般会計の繰入金といたしまして285万3千円を計上しております。

また、歳出では、予算総額の過半を占める医療諸費についてであります。前年度と比較して2億489万9千円減の3,596万5千円を計上しております。その主なものは、入院、通院等の給付である医療給付費において3,500万円、また装具の装着及び高額医療費等の支給に係る医療費支給費において90万円を計上しております。

次に、議案第13号 平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ423万円を計上しております。前年度と比較して、31万5千円、6.9%の減となっております。

歳入予算では、前年度からの繰越金422万8千円を計上しております。

一方、歳出予算は、当該財産区の維持管理に要する経費として、60万5千円を計上

しております。

また、経費を差し引いた残額 3 億 6 千 2 万 5 千円を予備費として計上しております。

次に、議案第 1 4 号 平成 2 1 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3 千 4 百 7 5 万 0 千円を計上いたしております。前年度と比較して 2 億 4 千 7 5 万 0 千円、1 5 . 5 % の減となっております。

予算の概要につきましては、歳入で下水道加入負担金として 2 0 0 件の加入を見込み 2 億 0 千 0 万 0 千円を計上し、下水道使用料金では、前年度より 5 億 1 千 4 万 4 千円増の 6 億 6 千 0 万 3 千円を計上しております。

国庫支出金では、前年度より 1 億 2 千 0 万 0 千円減の 2 億 9 千 8 0 万 0 千円を計上いたしております。

一般会計繰入金では、下水道総務費及び施設管理費の主な財源といたしまして、前年度より 2 億 5 千 1 3 万 2 千円増の 3 億 6 千 1 4 万 5 千 7 千円を計上いたしております。町債では前年度比で 2 2 . 3 % 減の 5 億 8 千 0 6 万 0 千円となっております。

一方、歳出では公共下水道費で 9 億 3 千 2 2 万 1 千 6 千円、前年度と比較して 2 2 . 7 % の減となっております。

事業といたしましては、継続費事業として施工いたします幹線管渠を含め、整備面積約 6 ヘクタール、整備延長で 3 千 8 0 0 メートルの整備を予定し、約 1 6 0 件が新たに供用できることとなります。

流域下水道費では、前年度比 1 1 . 8 % 減の 1 億 7 千 1 8 万 4 千円を計上し、公債費では、前年度と比較して 2 億 8 千 8 6 万 1 千円増の 3 億 9 千 8 1 万 0 千円を計上いたしております。

次に、議案第 1 5 号 平成 2 1 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5 千 4 百 5 3 万 0 千円を計上いたしております。前年度と比較して 6 億 5 千 4 0 万 0 千円、4 . 4 % の増となっております。

平成 2 1 年度からは、第 4 期介護保険事業計画の初年度になり、その運営につきまして、引き続き円滑な実施を目指し鋭意取り組んでまいります。

まず、歳入では、保険料収入といたしまして 3 億 1 千 8 6 万 7 千 1 千円を計上しております。その他地域支援事業を含めた保険給付に係る歳入として、国庫支出金を 2 億 9 千

833万円4千円、支払基金交付金を4億3,930万6千円、県支出金を2億2,222万7千円計上しております。繰入金としましては、2億6,559万8千円を計上しており、内訳は介護給付費繰入金として1億8,122万1千円、地域支援事業費繰入金として732万9千円、職員給与や事務費等に係る繰入金として5,125万9千円となっております。また、基金繰入金といたしまして2,578万9千円を計上しており、内訳は介護給付費準備基金繰入金として1,603万3千円、介護従事者処遇改善臨時特例基金の平成21年度分の繰入金といたしまして975万6千円となっております。

一方、歳出では、介護保険の給付につきまして、今年度までの実績をもとに、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の費用として14億4,976万6千円を計上しております。介護サービスが必要となれば、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給や、その質的向上等に引き続き努めてまいります。

また、第3期計画期間から従来の保険給付に加え、予防重視型のシステムを取り入れ、事業を実施してまいりましたが、平成21年度も引き続き要支援者及び要介護状態になる前の方に対して福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携して介護予防を推進してまいります。

次に、議案第16号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億6,500万円を計上いたしております。前年度と比較して1,850万円、6.5%の減となっております。

まず、歳入予算の主たるものである後期高齢者医療保険料であります。前年度と比較して2,438万7千円減の2億1,399万8千円を計上しております。

また、繰入金であります。前年度と比較して564万1千円増の5,072万6千円を計上しております。後期高齢者医療制度における町の事務経費に充てるほか、広域連合の運営に係る事務経費及び保険料の軽減補填について広域連合に支出するため、一般会計から繰入れするものであります。

続きまして、歳出予算では、その過半を占める後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度と比較して1,819万9千円減の2億5,965万9千円を計上しております。この納付金は、歳入予算で受け入れた後期高齢者医療保険料、及び一般会計

から繰り入れた広域連合の運営に係る事務経費並びに保険料軽減補填分を広域連合へ納付するものであります。

次に、議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億7,731万1千円、前年度と比較して81万4千円、0.1%の減となっております。主な収入といたしましては、給水収益で7億4,300万円で、水道使用量が年々減少傾向にあり前年と比較して488万1千円の減となっております。

水道事業費用では、7億8,173万3千円、前年度と比較して967万5千円、1.3%の増であります。主な支出といたしましては、自己水の安定供給を図るための浄水機器の修繕費887万円、県水受水費は前年度と同程度の3億4,256万3千円、水道本管破損修繕費等で2,800万円、減価償却費・資産減耗費は前年度と比較して11万5千円減の1億4,731万4千円、企業債利息は前年度より192万5千円減の4,294万円となっております。

このことから、消費税抜きの平成21年度損益見込額は、約240万円の利益と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1億3,178万5千円と、前年度と比較して2,950万6千円、18.3%の減となっております。

その主な収入といたしましては、企業債6,000万円、国庫補助金158万2千円であります。工事負担金は公共下水道関連工事の減少によりまして、前年度より約2,257万円減の7,020万3千円となっております。

資本的支出では、2億8,166万7千円と前年度と比較して1億3,289万3千円、32.1%の減となっております。主な支出といたしましては、配水設備改良費で工事請負費等の減によりまして、前年度より約1億1,000万円減の1億4,600万9千円、浄水場設備改良費で沈殿池等の整備工事で2,300万円、取水設備費では取水井戸整備工事で800万円、企業債償還金では1億415万1千円となっております。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）及び（その2）であります。

現委員の山本恵一氏及び黒松龍一氏の任期が平成21年6月30日をもって満了となることから、山本恵一氏を引き続き推薦することについて、また、黒松龍一氏の後任と

して中塩利明氏を、新たに推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定及び路線変更についてであります。

開発道路の帰属等による10路線の認定と、JR法隆寺駅周辺整備事業等に係る2路線の延伸に伴う路線変更をお願いするものであります。

次に、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてであります。

現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が、平成21年3月28日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）から（その7）であります。

現委員の太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、小池信義氏及び赤土永子氏の任期が、平成21年3月31日をもって満了となることから、太田信隆氏、今井温子氏、岡田義治氏及び吉川裕子氏を引き続き選任することについて、また、清水孝雄氏の後任として弁護士の中面達也氏、公募による委員として、秦嘉廣氏及び藤田斉氏を新たに選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。

景気後退下での住民の不安に対処するため、家計への緊急支援とともに、地域での消費を増やし景気を下支えする経済効果を有する事業として「定額給付金事業」、また、現下の厳しい経済情勢のなかで、子どもの多い世帯の幼児期における子育て負担に対し、経済的な配慮を目的に「子育て応援特別手当支給事業」が実施されます。

これら事業の実施に必要な給付費と事務費は国が負担し、支給事業については本町が実施いたしますが、今後、国の動向を把握しつつ、近隣市町村より支給事務が遅れることがないように対応していく予定であり、実施に必要な給付費及び事務費について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,352万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億6,206万1千円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成20年7月22日、斑鳩町法寺西3丁目10番34号先道路において、徴収嘱託員が乗る原付自転車と中尾氏が乗る原付自転車が接触し、負傷及び車両を破損させたことに対する損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）であります。

内容といたしましては、先の報告第3号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償に係る保険金の受入と損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ37億6,648万5千円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第5号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

平成21年度の斑鳩町文化振興財団の収支予算額は、1億5,254万6千円で、前年度と比較して、438万3千円、2.8%の減となっております。

平成21年度事業計画につきましては、自主事業として17事業を計画し、事業費は1,636万円となっております。

地域住民が出演される住民参加型事業を7事業、芸術文化鑑賞型事業を7事業、地域文化を育成する育成型事業を3事業計画しております。

また、受託事業として1事業を計画しており、事業費は50万円となっております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営では、ホール管理運営事業費として、1億925万円を計上しております。指定管理料収入として、8,625万円、施設使用料収入で2,300万円を見積っております。また、図書館管理事業費では、1,342万3千円を計上しております。

今後とも地域文化の創造と活動の拠点として、サービスの向上に努め、その機能を最大限に発揮させるとともに、多様な住民ニーズに応えるよう努めてまいります。

次に、報告第6号 平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

平成21年度事業計画につきましては、処分事業のみを予定し、1事業を計画しております。阿波2丁目地内で保有する都市計画道路代替用地の処分で、用地処分費は9,922万5千円となっております。

土地開発公社の経営の健全化につきましては、「地方公共団体財政健全化法」が全面的に施行されるなか、その出資団体にも大きく影響してまいります。このため、経営の健全化にあたりましては、現在の社会経済情勢を勘案したなかで、最大限、その推進に努めてまいります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　ここで、午後3時20分まで休憩いたします。

（午後3時03分　休憩）

（午後3時20分　再開）

○議長（中川靖広君）　再開いたします。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、先ほど町長から総括提案説明を受けましたので、日程25、諮問第1号、日程26、諮問第2号、日程28、同意第1号、日程29、同意第2号、日程30、同意第3号、日程31、同意第4号、日程32、同意第5号、日程33、同意第6号、日程34、同意第7号、日程35、同意第8号、日程36、報告第2号、日程37、報告第3号、日程38、報告第4号、日程39、報告第5号、日程40、報告第6号を除く町長提案の18議案については、会議規則第39条第3項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程8、議案第1号　斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君）　これにつきまして、趣旨の方に特に異論はないんですけども、

厚生委員会も傍聴をさせていただいて、ちょっとわからなかったんでお聞きしたいんです。

今回、国から交付金が来るということで、介護報酬の引き上げにかかわって町の保険料が引き上がる分について2分の1補助されますけれども、説明聞かせていただきますと、21年度で100%、22年度で50%ということで、国から来る分については使われますけれども、実際に町民さんが保険料を支払うということになると、こういった形になるかというのがちょっとわからなかったんで、教えていただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についての介護保険料に係ります活用の方法でございますけれども、具体的には、平成21年度、22年度、23年度で対象となるもので、斑鳩町としましては、21年度では全額を、22年度では保険料の介護報酬分の増額の2分の1を保険料としてするものでございますけれども、具体的には、介護保険料につきましては、この第4次介護保険計画の中で、斑鳩町におきましては100円値上げをすることになります。現行は月額3,900円ですけれども、21年度につきましては、この基金を適用いたしますと3,900円そのまま、100円の値上げの部分だけを全額をこの基金から補てんをします。そして、22年度につきましては、その100円値上がる部分の2分の1、すなわち50円を補てんをするということで、保険料につきましては3,950円、概ね3,950円相当になります。そして、22年度につきましては、100円上がった4,000円ということで、段階的に保険料を具体的には補てんをしていくということでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） わかりました。それから、住民さんにそういう形の周知をするための事務費の分についてもこの基金で賄えるということになっていると思いますんで、くれぐれも混乱の生じないように十分に周知をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほか、ないですか。よろしいですか。これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これにつきまして、担当の委員会で色々議論があり、まだまだ不十分だという点についても意見があったかと思いますが、それについては、今後、検討をされていかれるということで答弁をされておりましたので、この部分についてはまた期待をしたいと思うんですけれども、今回、一定こういう形で減免が実施されるということについては、評価をさせていただいております。これ、条例改正ということで提案いただいておりますけれども、あわせて要綱も出してこれられるのかなと思っていたんですが、それについてはまだ整理されてないということでしたので、今後、この整理についてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この減免の運用面での要綱の制定ということでございますけれども、要綱等でこの減免を具体的に載せていく基準などを定める必要があると考えております。

その基準につきましては、それぞれの条例でございます、例えば災害による減免については、その被災した程度によって何段階かに区分をしていかなければならないと考えております。例えば、家屋の全壊や全焼の場合、免除もあり得るものであるというふうに考えております。

また、収入の激変に関する減免につきましては、収入の激変に係る責任が納税者になること、それから低所得者に対する法的軽減、例えば7割軽減、5割軽減、2割軽減ですけれども、この法的軽減との均衡が図れるということを着眼点として要綱等でその減免のリストを定めていきたいと考えております。

そういった中で、減免の要件の具体化、減免の割合等を設定する予定でございますけれども、質問者もおっしゃいましたように、まだ今のところ具体化していない、検討中であるということでございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、お聞きした中で、構想の方は持っていたということがわかりましたので、4月1日から施行するというので、それについてはそれに間に合うように設置をしていただけるのかなというふうに思っておりますが、3月の議会中には、特に提出いただくのはちょっと間に合わないかなというふうに思っておりま

すが、また出来た段階で確認をさせていただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

○議長（中川靖広君） ほか、よろしいですか。これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第3号 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この3号につきましては、委員会で色々ご説明をいただきましたけれども、正直言いますと、ちょっとよくわからないというところが多かったんです。一定入浴された人が大広間を、今、使いづらい状況になっていると、それを改善するために入館料を取られるということなんですけれども、やろうという気持ちはわかるんですが、果たして入館料を取ることで、本当に利用者が利用しやすいような状況に整理が出来るのかなあというのが一番疑問に思っていることなんです。

あと、もう一つ、小広間についても有料にされるということですが、これについては、大広間の部分とは特に関係なくまた別のものになるのかなということ、まず最初に、入館料を取ることになったとして、それでも、今、将棋をされる方とかたくさんいらっしゃるという状況について改善されなかった場合というのは、どのようにされるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 将棋、囲碁等をされます方が、昼間に大広間で囲碁、将棋をされており、入浴者の方に対してゆっくりくつろいでもらえないと。そういった状況の中で、入館料を取った場合に、囲碁、将棋をしてはいけないというような制約は設けることは難しいと思えます。今現在、囲碁、将棋をされる方について、混雑している時にはご遠慮をいただきたいというような張り紙はしておりますが、この張り紙も効果が余りないような状況でございます。

今、質問者がおっしゃいますように、入館料を取られても、囲碁、将棋をされますと、やはり入館料を払って娯楽をされているという中では、それを制止、排除するのは難し

いものと考えておりますが、ただ、今までは、老人憩の家が無料で、そこで将棋、囲碁をされていた方が、休みの水曜日にこのふれあい交流センターに来られて利用をされているという経緯がございますので、入館料を取ることによって、その娯楽をされることを差し控えていただけることも、かなり効果が出てくるのではないかと、今現在、そのように考えている次第でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） こればかりは、やってみないとわからない部分というのは大きいんですけども、今回、入館料を取るという形で改善をされようとしていることについては、いきなり、これまでお金を払わないで利用をされていた方が、大広間が入浴者に利用しやすいようになるということについてはいいんですけども、館自体の利用自体、利用がどのようになっていくのか。というのは、今、ほんとにたくさん使っていたいて、住民、町内外の方々に喜んでいただいている部分が、今後、入館料を取るということにするとどうなっていくのかという不安があるんです。

その点については、入館料を取るということで提案されていますけれども、もっと別の方法、例えば将棋をするスペースをもうちょっと制限させてもらうとか、お金をもらってもその行為がなかなか縮小されない場合についての対策を、そっちの方から先に考えていくことも出来たのではなかったのかなというのが、1点私は疑問に思っています。

あと、小広間について500円を取られるということで、さらに入館料もあわせて取るということになりますと、例えばあそこの部屋を10人で利用されると、これまでは無料で使用出来たのが、500円プラス1人200円掛ける10人で2,500円必要になると、大きな値上げになってしまうということについては、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員のおっしゃるように、いきいきの里は風呂ですから、今年の正月でも、先ほどおっしゃったように、将棋とか囲碁の関係で係員と喧嘩をしているような状態ございまして、係員もかなり言うたかて、いや、ええやないかとかいうことでされる。

今の集会所にしても、私はやっぱり、入館をして風呂へ入っていただくと、そこで休憩される、そこで会議をされるというのが本来の趣旨ではないかな。余りにも、あの予定表を見ますと、大体独占的に使われているというのがたくさんあるわけです。だ

から、やっぱり風呂を利用していただいて、そういう中で、私はやっぱりそういうことを進めていくことが一番大事ではないかな。

名目がいきいきの里ですから、皆さん方風呂を希望されて、私はあの風呂をする時に、交渉をする東里の自治会の方々が、本当に真に風呂をつくってほしいというご要望ですから、私は風呂そのものについては、非常に利用度が高いと思います。時間的には問題あると思いますけれども。

そういうことも踏まえて、そういう一つの規制をといるのか、やっぱり何でもかんでもいいんですということになしに、やっぱり風呂へ入っていただいて、そこで休憩をしていただくというのが一番ベターではないかなと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長おっしゃっていただいたように、地元の方も望んでおられて、お風呂に入ってくださいと。本来の目的は、お風呂に入ってください、大広間、小広間なども利用していただくということが望ましいかとは思いますが、今、実際に小広間を利用されている方というのは、ちょっと私も現地へ行ってお聞きしますと、小地域福祉会などで利用されているということもお聞きをしたんで、現在利用されている方が、この改定によってどうなってしまうのかなと、その点が一番気がかりになっているんです。なかなかはっきりした数字というのはわからないかもしれませんが、小広間と大広間については、どのような利用になっているんでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 小広間の利用状況でございますけど、平成19年度では112件、延べ1,288の方が利用していただいております。大広間につきましては、入浴者の方につきましては把握出来るんですけども、入浴しないで大広間だけを利用される方の人数は把握しておりません。ちなみに、入浴者数につきましては、平成19年度は3万7,491人でございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 総括質疑ですんで、この辺にしときたいと思うんですが、小広間の方ですね、利用率、私も聞きますと、月に10回ほど、平均でいうとそれぐらいやというふうにお聞きしてるんです。小広間の方についても、本当に頻度が高くてどうしようもないということの有料になるということでしたら、まだ理解出来ないこともない

かなと思いますが、こうして入館料を取るといふこととあわせて小広間も有料にするといふことになると、やはり利用者の方、利用しづらくなってしまんではないかといふふうに思っております。

これにつきましては、また委員会の議論もお聞かせいただいて、私はぜひ、提案をされてますけども、入館料を取るのか、小広間については小広間だけの部屋代をいただくのか、どちらかやっぱり一つだと思ふんですよね。どちらも取るといふことについては、町民さんについても、町内会の方についても、利用される人にとって大変負担が大きいものになるといふことについては、少し理解しがたいものであるといふふうに思っておりますので、意見として申し上げておきたいと思ふます。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今の延長上になるんですけども、お風呂の利用者は、増加傾向にあるといふことでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 入浴者数ですけども、平成18年度、19年度、ほぼ同数でございます。17年度が3万2,678人でございますので、若干ふえてはきていふといふことでございますが。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私も厚生常任委員でありますので、もう一つだけ聞かせていただきます。先ほどの施政方針の中で、第2の柱の中に、「すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」といふことがあります。あそこも福祉施設でございますので、料金を取ることによって福祉が後退するといふことであれば、それはちょっと、もう一度考え直すべき色んな問題があると思ふますので、一応申し述べさせていただきました。失礼します。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第4号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すいません、これにつきましても、委員会の説明を聞かしてい

ただく中で、少し疑問があったのでお尋ねをしておきたいと思いますが、この段階設定を12段階に広げていただいたというのは大変すばらしいものであって、本当にご苦労いただいてよくやっていたというふうにするんですが、今回、新たに4期計画として保険料設定が4,000円ということでされてますが、介護報酬の3%引き上げ分で大体100円値上げをされたということですが、それがなかったら3,900円のままなのかなというふうにするんですが、3期計画の時に、保険料の徴収が見込みよりも、徴収が多かったのか利用が少なかったのか、何せ基金に数千万円の積み立てをしたというふうに理解をしていますが、その分について、そういうことだったら、その基金を取り崩して、例えば保険料の引き下げが出来なかったのかなと単純に疑問に思ったんですが、ただ、午前中の監査委員さんの報告を聞いてますと、給付費も伸びているというふうにおっしゃってましたんで、その基金の状況と給付の伸びとどういう関係にあるのかなと。保険料設定に当たっては、どのようにその辺を見込まれて4,000円という設定になったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城市長。

○町長（小城市利重君） これは、介護保険審議会委員の中で、第1期目、第2期目は里川議員さんが出ておられまして、そういう払いやすい方法というのが、今、これ12段階になってきたということでありまして、また基金を取り崩してやっているから3,900円に抑えられるわけですからね、普通から考えたらもっとそれは高いんですよ。高いけど、斑鳩町は、そういうふうにしてほしいという皆さん方のご要望を町としてはくみ上げて、今年も5,000万ほどやっぱり基金を取り崩しているわけです。そして3,900円、そしてあと50円、50円の4,000円になっているということで、私は出来るだけの努力はやっぱりやっていると申すんですよ。職員は、そういう点について、監査委員さんがご指摘されているように、それはふえてますよ。ふえてるけども、出来るだけやっぱり職員は一生懸命努力をしながら、出来るだけ冗費節減をしながら、私はやっていると。

そういうことで、木澤議員さんおっしゃるように、とにかく基金は5,000万取り崩しです。そういうことで3,900円に抑えられたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第5号 平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この補正予算で見させていただく中では、国の2次補正によりまして、地域活性化生活対策臨時交付金というものが設定をされまして、この交付金をとって町も事業をやろうという形で出されてきているものだというふうに理解はしておるところなんです。この2次補正につきまして、ここにあります5,320万というのが臨時交付金新となっております。これが、斑鳩町が交付を受けることの出来る限度額なのでしょうか。それと、限度額の設定については、どんなふうになっているのか。それと、限度額を超える事業費となった場合、斑鳩町がこの事業と思ってそこへ当てはめて、当てはめた事業の事業費がこの限度額を超えている場合は、どういうふうに処理が出来るのかという、この辺の手法についてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、お尋ねの地域活性化生活対策臨時交付金でございます。ここに予算計上いたしております5,320万円につきましては、本町に割り当てられた限度額でございます。この限度額につきましては、全国の市町村すべてについて国の方で決定をされております。

これの算定の仕方ですけれども、1といたしまして、地域経済の状況及び財政力の状況をまず見られます。あと、過疎地等の条件不利地につきましては、ここにまた加算されるということになっておりまして、過疎地につきましては相当加算をされております。

それと、限度額を超えた場合の対処でありますけれども、これにつきましては、当然すべて町費で単独事業でなってきます。仮に本町は、6,000万とした場合でしたら、残りの680万につきましては町単独事業となってまいります。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、金額がきちりしない場合でも、そういう残りの金額を町が単独で出すということで、どちらかというところと地方交付税的な、割合、交付金の限度額で申請を出しておりましたら自由、自由にといたらおかしいですけど、その割り当ての仕方というのか、そういうのは市町村に任されているものなのかどうか

というその辺、それがあるのかないのかで、今の部長の説明の理解が、合点がいくというのか、そここの確認をさせていただきたいのと、それとこの2次補正が出た時の事業の選択については、当町ではどのような選択をし、現在、これらの事業に割り当てたのかという経過ですね、この辺についても確認をさせていただいておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まずは、この事業の採択でございます。国の方では、生活対策臨時交付金要綱が出ておりまして、この中には当然、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるために地域活性化生活対策臨時交付金を交付するとされておりまして、いわゆる地方公共団体が地域活性化等に取り組む、出来る事業として国が認めた場合につきまして、その事業が認められるということでございます。

本町の場合、国の第2次補正がございました。その時に、各部にも照会をいたしておりますけれども、その中で、照会して、採択出来るであろう事業を見込みました。

また、先ほど言いましたように、これはすべて国、その事業に対して国が交付金くれますんで、新年度事業におきましても、やはり前倒し出来る部分については前倒しさせていただいて、よりそれが効果が高まるようにさせていただいた状況でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 斑鳩町の取り組みとしては、この間に見させていただく中で、1次補正の場合にも、他の市町村が取り扱っていないような事業をこの1次補正の交付金でとっているとかいうことでは、非常に財政面においても評価出来るものがあるというふうに感じておりましたが、今後も、こういう場合、それは国の交付金にしたって、私たちが税金払っておりますのでみんなのお金ですけれどもね、斑鳩町が必要であるという事業に関してまして、こういう有効なものがあれば、今後もさらに各部署で研究を進めていただいて、より効果的に、この財政の厳しい状況の中で、進めていっていただきたいと思えます。その手法につきましては、今、お聞かせいただきましたので、理解をさせていただきました。

○議長（中川靖広君） これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第6号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第10号 平成21年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第11号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、予算常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第12号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中川靖広君） これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第12号は、予算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程20、議案第13号 平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中川靖広君） これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第13号は、予算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程21、議案第14号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中川靖広君） これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第14号は、予算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程22、議案第15号 平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算に
ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中川靖広君） これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第15号は、予算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程23、議案第16号 平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中川靖広君） これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第16号は、予算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程24、議案第17号 平成21年度斑鳩町水道事業会計予算についてを
議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（中川靖広君） これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第17号は、予算常任委員会に付託いたします。
続いて、日程25、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつ
いて（その1）、日程26、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めるこ

とについて（その２）、以上２議案を会議規則第３７条の規定に基づき一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています２議案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第１号、諮問第２号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、諮問第１号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その１）及び諮問第２号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その２）についてご説明を申し上げます。

現委員であります山本恵一氏及び黒松龍一氏の任期が、平成２１年６月３０日をもって満了となることから、山本恵一氏を引き続き推薦することについて、また黒松龍一氏の後任として新たに中塩利明氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読によりましてご説明とさせていただきます。

まず、諮問第１号であります。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その１）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

平成２１年３月２日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺２丁目１０番４５号

氏 名 山本恵一

生年月日 昭和１７年８月２日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、諮問第２号であります。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めます。

平成 21 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町小吉田 2 丁目 1 4 番 2 2 号

氏 名 中塩利明

生年月日 昭和 22 年 2 月 10 日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに記載のとおりでございます。朗読は省略させていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略し、一括して適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定をいたしました。

続いて、日程 27、認定第 1 号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって認定第 1 号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第 1 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 28、同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が、平成21年3月28日をもって満了となることから、引き続き辰巳氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書の朗読によりましてご説明とさせていただきます。

同意第1号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町稲葉車瀬1丁目19番14号

氏 名 辰巳忠次

生年月日 昭和14年11月30日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますけれども、朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中川靖広君) お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第1号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程29、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて(その1)、日程30、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選

任について同意を求めることについて（その２）、日程３１、同意第４号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その３）、日程３２、同意第５号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その４）、日程３３、同意第６号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その５）、日程３４、同意第７号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その６）、日程３５、同意第８号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その７）、以上７議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第２号から同意第８号までの７議案については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。ただいま議題となっております同意第２号から同意第８号までの７議案については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その１）から（その７）につきまして、現委員の太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、小池信義氏、赤土永子氏の任期が、平成２１年３月３１日をもって満了となることから、太田信隆氏、今井温子氏、岡田義治氏及び吉川裕子氏を引き続き選任することについて、また、清水孝雄氏の後任として弁護士の中面達也氏を、また公募による委員として、法隆寺西１丁目の秦嘉廣氏、龍田西４丁目の藤田斉氏を新たに選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、（その１）から順次議案書の朗読によりましてご説明をさせていただきます。

同意第２号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その１）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第５条第２項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目3番49号

氏 名 太田信隆

生年月日 昭和7年1月2日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに添付いたしておりますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第3号についてでございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目18番7号

氏 名 中面達也

生年月日 昭和40年2月22日

同氏の経歴につきましても、次のページに略歴として添付いたしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、同意第4号についてご説明申し上げます。議案書を朗読させていただきます。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目14番8号

氏 名 今井温子

生年月日 昭和10年9月30日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに添付をいたしておりますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第5号でございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番14号

氏 名 岡田義治

生年月日 昭和17年2月5日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに添付をいたしておりますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第6号についてでございます。議案書を朗読させていただきます。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに添付いたしておりますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第7号であります。議案書を朗読させていただきます。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目6番43号

氏 名 秦嘉廣

生年月日 昭和17年8月18日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに添付をいたしておりますけども、朗読は省略をさせていただきます。

次に、同意第8号についてご説明申し上げます。議案書の朗読をさせていただきます。

同意第8号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西4丁目7番14号

氏 名 藤田齊

生年月日 昭和46年7月11日

なお、同氏の経歴につきましても、次のページに添付をいたしておりますけども、朗読は省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第2号から同意第8号までの7議案については、質疑討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第2号から同意第8号までの7議案については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程36、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の説明を求めます。池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）ご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成21年2月19日

斑鳩町長 小城利重

今回の補正につきましては、国の第2次補正に計上されました定額給付金及び子育て応援特別手当の交付について、国の関連法案が可決になれば、近隣の大和郡山市、生駒市、三郷町等と時期を大きくおくることなく定額給付金等の支給事務を行うため、去る2月19日付で、事務経費及び給付金は全額国庫補助金により事務を執行することから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について町長専決処分をさせていただいた報告でございます。

まず、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当支給事業の概要につきまして説明をさせていただき、その後補正予算の内容についてご説明をさせていただきます。

初めに、定額給付金の給付事業の概要でございます。

定額給付金の給付対象者は、平成21年2月1日において住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者です。

次に、申請受給者ですが、住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯主、外国人登録原票に登録されている者については、その者です。

次に、給付額ですが、給付対象者1人につき1万2,000円となっております。ただし、基準日において65歳以上及び18歳以下の者については、1人につき2万円となります。

次に、給付申請の受け付け開始日でございます。国において関連法案が成立後、3月末から4月末にかけて申請書を発送し、4月末までには第1回目の振り込みをするということを目標にいたしております。

次に、給付申請の期限ですが、受け付け開始日から6カ月となっております。

次に、事業費ですが、給付金4億3,578万円、事務費2,285万5,000円、合計4億5,806万5,000円となっております。

最後に、財源ですが、100%国庫補助金でございます。

続きまして、子育て応援特別手当支給事業の概要でございます。

まず、子育て応援特別手当の支給対象となる子どもは、世帯に属する3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、かつ平成20年度において、小学校就学前3年間に該当する第2子以降の子どもが対象になります。

次に、申請者は、平成21年2月1日において支給対象となる子の属する世帯の世帯主です。

手当の額は、対象となる子ども1人当たり3万6,000円となります。

また、申請につきましては、町から発送します申請書により申請を行っていただき、審査の上、支給決定をし、原則として口座振り込みにより支給をします。

次に、申請の受け付けは、3月末から4月にかけて行い、4月末までには第1回目の振り込みをするということを目標にいたしております。

次に、事業費ですが、子育て応援特別手当は1,440万円、事務費が106万円、合計で1,546万円となっております。

財源につきましては、先ほどと同様に100%国庫補助金でございます。

続きまして、補正予算の説明をさせていただきます。補正予算書の2ページをお願いをいたしたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,352万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億6,206万1,000円としたものでございます。

続きまして、3ページでございます。第2表、繰越明許費では、第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、定額給付金給付事業で4億5,806万5,000円を、第3款民生費、第2項児童福祉費、事業名、子育て応援特別手当支給事業で1,546万円を翌年度に繰り越して使用出来る経費としております。

それでは、予算に関する説明書によりましてご説明をいたします。補正予算書の6ページをお願いします。

歳入予算では、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金として1,546万円の増額補正。内訳としましては、子育て応援特別手当交付金として1,440万円、子育て応援特別手当事務取扱交付金として106万円。第5目総務費国庫補助金として4億5,806万5,000円の増額補正。内訳としましては、定額

給付金給付事業費補助金として4億3,578万円、定額給付金給付事務費補助金として2,228万5,000円であります。

次に、歳出でございます。7ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第12目の定額給付金給付事業費として4億5,806万5,000円の増額補正をいたしております。内訳といたしましては、事務費関係では、第3節職員手当等で94万3,000円、第4節共済費、臨時職員の社会保険料として39万1,000円、第7節賃金で302万3,000円です。なお、臨時職員につきましては、昨年後半からの社会経済情勢による雇用環境の悪化に対応するため、緊急雇用対策として離職者を対象にハローワークで3名を募集いたしております。次に、第11節需用費で201万1,000円、第12節役務費で616万4,000円、第13節委託料として784万1,000円。主なものといたしましては、定額給付金のシステム導入等業務委託、申請書作成等業務委託料でございます。第14節使用料及び賃借料で191万2,000円となっております。次に、8ページをお願いします。第19節負担金補助及び交付金として4億3,578万円。これにつきましては、定額給付金でございます。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費、第5目の子育て応援特別手当支給事業費として1,546万円の増額補正をしております。内容といたしましては、事務費関係では、第3節職員手当等で17万7,000円、第4節共済費で3,000円、第7節賃金で47万5,000円、第11節需用費で10万8,000円、第12節役務費で20万7,000円でございます。なお、定額給付金と同様に、これにつきましても、緊急雇用対策として離職者を対象にハローワークで2名の募集をいたしております。次に、9ページをお願いいたします。第13節委託料で9万円、第19節負担金補助及び交付金として1,440万円。これにつきましては、子育て応援特別手当でございます。

以上で、平成20年度一般会計補正予算（第6号）のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中川靖広君） ここで会議時間を19時まで延長いたします。

報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この事業につきましては、国政レベルでも賛否様々な議論が行われてきておりますし、私自身は、景気対策としては実効性のあるものだとは思っておりませんが、ただしこの事業が法律が成立いたしますと、自動的に国民の権利、斑鳩

町で言えば町民の皆さんに権利が発生してくる問題です。権利が発生してくるものを私たちはそれについて阻むことは出来ませんので、そういう立場からこの問題については受けとめをさせていただき、色々考えてきたんですが、ただいまの説明の中で、これ、あくまでも世帯主申請で、世帯主に対しての支給というふうにおっしゃられてるんです。

私、今までの経験の中で、会社が倒産をして、旦那さんが行方不明になって、連絡がとれずに、親子3人さん身を寄せて、斑鳩町から出ていかずにね、斑鳩町の方ですけれどもね、そういうふうに住生活をして、母子家庭さんの健康保険すらもらえなかったというような方がいらっしゃいました。こういう方であったり、また別居、色々な事情があると思います。顕著なものはDVなんかがございますけれども、色々な事情で別居をされているというようなご家庭。こういったご家庭に、ほんとに子どもさんのために使っていただけるのか。それぞれの必要とされている、こういったお金が必要とされている方たちにちゃんと行き渡るのかということについては、私は非常に疑問に思っています。そういう悲しい例を色々町内でも知っているものですからね、これらについて、町におかれましてはどんなふうにご考えておられるのかということについて確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 今、様々な例についてご質問をされました。

まず1点目、今回のこの申請につきましては、先週末ですけど、国の方から想定質問も若干来たわけがございますけれども、世帯主に限らず色々な状況がございますので、やっぱり高齢者の世帯もございますので、代理人申請を認めますよということになってまいりました。その時に、代理人申請につきましても、広く民生委員さん等の活用も考えていきたいと考えております。

今、質問の中でおっしゃいました特にDVの関係で、例えば別居して自分の居場所を知らせない場合もございます。その方につきましては、ご主人にわからないように、転出されておられる方につきましては、こちらの方から封書でご連絡させていただいて、その情報については、本人さんに行かないように対応をしたいと考えております。

そういう具合に、町といたしましても、今、ご質問者がおっしゃいましたように、これは必ず住民の方すべてに行き渡るように最善の努力をしたいと考えておりますので、そういう具合に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 国は決めましたが、裁量や事務は市町村に丸投げでございまして、市町村の判断に任せるといような問題も色々ございましたが、ただせっかく、せっかくという言い方はおかしいですけども、私は3万人弱のこの斑鳩町というのは、住民さんの顔が比較的良好に見えるまちの大きさだというふうに考えております。こういった問題につきましても、出来るだけやはり、そういった色々な事情で世帯主さんとは別になっているような方々であったりした場合、そういう方たちにも支給がなされるように、ほんとに大変な作業だと思いますけれども、最善を尽くして、町民さんに発生しました権利ですので、この権利を皆さん方に受けていただけるような努力を町として行っていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） ほか、ないですか、よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を終わります。

続いて、日程37、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程38、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）の2議案は、いずれも同一事故に係る議会の委任による町長専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第3号、報告第4号の2議案については、委員会付託を省略をいたします。

本案について、理事者の報告を求めます。西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、並びに報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）につきましてご説明を申し上げます。

まず、報告第3号でございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第 3 号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

平成 21 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。2 枚目をご覧いただきたいと存じます。

斑専第 13 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 12 月 18 日

斑鳩町長 小城利重

続きまして、3 枚目の損害賠償の額の決定についてをご覧いただきたいと存じます。朗読をさせていただきます。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町法隆寺西 3 丁目 10 番 34 号先道路において、徴収員が乗る原付自転車が住民の原付自転車と接触した事故による損害賠償を次のとおり決定する。

記

1. 損害賠償の額 33 万 1,977 円
2. 損害賠償の相手方 生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 10 番 39 号
中尾香鶴子

この本議案についてでございますけれども、平成 20 年 7 月 22 日、国保医療課所属の徴収員の木下好司が、徴収業務中原付自転車で走行していたところ、法隆寺西 3 丁目 10 番 34 号先の道路におきまして、左折をしようとした際に、その方向から走ってきた相手方の原付自転車と出会い頭に衝突をしました。相手方がその際転倒をされましたた

め、負傷を負われ、また原付自転車を一部破損したものでございます。

この事故によります損害賠償の額として33万1,977円を支払うことで、平成20年12月18日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、33万1,977円の内訳ですけれども、物損に係ります修理代は4万683円、対人賠償に係ります治療費等が29万1,294円でございます。

以上が損害賠償の額の決定についての説明でございます。

続きまして、報告第4号についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成20年度斑鳩町国民健康保険事業

特別会計補正予算(第4号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をします。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第14号

専決処分書

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成20年12月18日

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、先ほどご説明申し上げました事故に係ります示談が成立いたしましたので、損害賠償の額も決定いたしましたところから、その損害賠償額を支払いますため、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明をさせていただきます

ます。

まず、補正予算書の4ページをご覧いただきたいと存じます。歳入でございますけども、第10款諸収入、第3項雑入、第6目雑入、第1節雑入に、全国自治協会町村有自動車損害共済から、自動車損害共済金といたしまして新たに33万2,000円を補正するものでございます。

次に、歳出でございます。5ページでございます。第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴収費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに33万2,000円の増額補正を行い、相手方にお支払いをするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。補正予算書を朗読させていただきます。

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ37億6,648万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月18日 専決

斑鳩町長 小城利重

以上、補正予算書の説明でございます。

今回の事故につきましては、徴収員の不注意が事故の原因の一つでありますことから、このようなことが繰り返し起こらないよう、今後、一層注意してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定に

ついて)、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について)を終わります。

続いて、日程39、報告第5号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) それでは、報告第5号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、最初に議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案は、平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算について議会にご報告をさせていただくものでございます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成21年度の事業計画につきましては、(1)の芸術・歴史文化事業の企画及び運営に関する事業につきましては、①住民参加型事業7事業、事業費432万円、②芸術文化鑑賞型事業7事業、事業費942万円、③育成型事業3事業、事業費262万円で、事業合計では17事業、1,636万円であります。

これらの事業の概要につきましては、2ページから4ページに、開催事業名、開催日、開催趣旨、事業費、収入見込額等を記載をいたしておりますので、ご参照をください。

次に、(2)の芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業につきましては、①受託事業1事業、事業費50万円でございます。事業の概要につきましては、NHK奈良放

送局との共催事業であります。②友の会運営費として、事業費94万3,000円。かかるがホール友の会会員に要する経費でございます。

(3)の芸術・歴史文化情報の収集及び提供につきましては、ホール機関誌の刊行として17万3,000円。

(4)のその他、この法人の目的を達成するために必要な事業につきましては、1のホール管理運営事業として、事業費1億925万。うち、指定管理料収入が8,625万円、使用料収入が2,300万円であります。なお、前年度比較につきましては、後ほど収支予算書においてご説明申し上げます。

2の図書館管理事業では、事業費1,342万3,000円であり、ホール施設全体に係る管理費のうち、電気、水道、清掃、夜間警備等についてでございます。文化ホール部門と図書館部門の床面積比を8対2といたしまして、ホール8、図書館2となっております。

以上が、平成21年度の事業計画でございます。

次に、平成21年度収支予算でございます。5ページに収支予算書総括表がありますので、この総括表に基づきご説明を申し上げます。

Iの事業活動収支の部で、1、事業活動収入では、①基本財産運用収入ですが、これは財団の基本財産1億円の運用益となっております。予算額35万円で、前年と同額となっております。基本財産の全額金融機関への預け入れの利息でございます。

②事業収入ですが、予算額は1,391万2,000円です。これは、年間17事業のチケット販売収入の合計となります。前年度比較では、116万円の減額となります。これは、事業規模の縮小によるものでございます。

③受託事業収入では、6ページに詳細がありますが、図書館の管理事業費の受け入れ及び斑鳩町から指定管理者の選定を受けました斑鳩町文化振興センターの指定管理料収入、またホールの貸し館事業の収入及び斑鳩町から委託された事業の開催費用の受け入れでございます。予算額は1億2,317万3,000円となり、前年度比較で210万4,000円の減額となっております。

明細は、6ページの収支予算書のIの1の③の受託事業収入の欄に記載しておりますとおり、図書館管理受託事業収入は、斑鳩町立図書館の管理に係る事業収入でございます。予算額、1,342万3,000円となっております。予算の内訳は、先ほどご説明いたしました図書館の管理に係る経費でございます。前年度比較では、51万6,0

00円の減額となっております。次に、指定管理料収入は、予算額8,625万円となり、前年度比較では65万2,000円の減額となりました。減額の理由は、総合施設管理委託料の減額によるものでございます。次に、使用料収入ですが、ほぼ前年度並みの予算額2,300万円でございます。次に、受託事業収入ですが、予算額50万円で、斑鳩町から委託を受けた受託事業を開催するための費用の受け入れでございます。

恐れ入りますけども、5ページにお戻りください。④の補助金等収入は、予算額1,354万4,000円で、主に財団の事業活動及び財団運営補助で、斑鳩町からの受け入れでございます。前年度比較で、105万3,000円の減額となりました。

次に、⑤入会金収入ですが、予算額は94万3,000円となります。これは、平成21年度いかるがホール友の会の入会金及び年会費の収入となります。

⑥雑収入ですが、予算額は前年度同額の62万4,000円となり、これはホール内4台の自動販売機及び公衆電話の設置手数料、コピー代等によるものでございます。

次に、2の事業活動支出であります。

①事業費支出、(1)自主事業費支出は、予算額1,636万円となり、前年度比較で237万1,000円の減額となります。主な要因は、事業規模の縮小による委託料の減によるものでございます。各事業費の内訳につきましては、説明書最後の15ページに記載してありますので、ご参照をよろしくをお願いいたします。

(2)受託事業費支出では、予算額は50万円であり、前年度比較で100万円の減額となっております。これは、斑鳩町より委託を受けた事業の開催費用でございます。

次に、(3)図書館管理費支出は、事業活動収入の③受託事業収入、図書館管理受託事業収入と同額で、内訳は、予算額1,342万3,000円となります。

次に、(4)ホール管理運営費支出は、予算額1億925万円となり、事業活動収入の③受託事業収入、指定管理料収入8,625万円と、使用料収入2,300万円の合計と同額となっております。前年度比較では、58万8,000円の減額です。減額の主な要因は、施設管理委託料の減少によるものでございます。

次に、(5)友の会運営費支出、予算額94万3,000円でございます。これは、友の会会員への案内送付などの費用となります。事業活動収入の⑤入会金収入と同額を計上いたしております。

次に、②の管理費支出、(1)総務管理費支出では、予算額1,202万円となり、前年度比較では15万8,000円の増額となっております。主に、財団の業務管理、

庶務的経費に係る費用でございます。

最後に、IVの予備費支出は、予算額5万円であり、前年度同額となっております。

なお、本報告議案につきましては、去る2月20日に開催の理事会におきまして承認を得て提出されたものであることをご報告申し上げますと共に、当日の会議録を議会事務局に提出をされておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてのご説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 3ページの、芸術文化鑑賞型事業の中で、ソプラノ・正岡祐子コンサートというのがあるんですが、正岡子規と会津八一というたら、これ俳人と歌人なんですが、「いかるがの心をうたう」ということの中で、単純に読めば、俳句とか歌をメロディーにのせて歌われるのかなと、その辺の解釈でいいのかどうかというのと、それと共に斑鳩の里の俳句大会を開催すると、この辺はどういう感じでされるのか、具体的にちょっと教えてください。
- 議長（中川靖広君） 小城町長。
- 町長（小城利重君） 正岡子規が斑鳩の「柿食えば鐘がなるなり法隆寺」ということをごさしまして、正岡子規の孫さんに当たる正岡明さんが、東大寺のちょうど二月堂の裏というんですか、天平クラブで、あこに柿の木を植えてやっておられるんですけども、その正岡子規の孫さんの祐子さんがソプラノ歌手ですので、その方が正岡子規と会津八一のいかるがの心をうたうということをしていただくと。そしてまた、正岡子規の俳句ですから、特に投句を募集すると。募集をしながら、審査委員の方に審査をしていただいて、そして発表するということを考えております。
- 議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。
- 14番（木澤正男君） すいません、友の会のことでちょっとお聞きしたいんですけども、10ページのところに、今年度の入会金、年会費、法人会費というふうに金額と数と載せていただいているんですが、昨年度の予算と比較をしますと、個人の会員さんの入会費というのが50件近く減っている。また、その逆というわけじゃないんでしょうけども、法人の会費というのが20件ほどふえるという形で数字が変化をしてきてるんですけども、これについては、友の会の会員さんの動向、傾向というのはどういう状況

にあるのかなど。これまで、これまでというか、今回もそうでしょうけど、頑張って友の会の会員さんふやしていただくと。予算について、こういうふうに大幅に、個人の会員さんですね、入会の分がこんだけ減っているというのはどういうことなのかということについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 予算が減っているということでございます。

前年度予算時につきましては、528件で編成をいたしておりました。その中で、平成20年度の実績につきましては463件と、65件の減となりました。理由の一つといたしましては、平成19年度におきまして天童よしみさんのコンサートを行いました。そうした中で、天童よしみさんのコンサートの中で、天童よしみファンの方が登録されたと。その方が継続加入をされなくなったために、その方の人数が減ってまいりましたことも一つの要因ではないかと考えております。

今、質問者もおっしゃいましたように、友の会の会員さんの獲得につきましては、いかるがホールの重要な事業の一つでございますので、予算の人数はこうしておりますけれども、より多く予算額を上回るように獲得に向け努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 平成21年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程40、報告第6号 平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。面巻企画財政課長。

○企画財政課長（面巻昭男君） それでは、報告第6号 平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第6号

平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、事業計画説明書に基づきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、平成21年度斑鳩町土地開発公社予算書の10ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、取得事業計画についてでございますが、本年度の事業計画では、平成21年度から平成23年度までの間におきましては、新たに取得する事業は計画しておりません。

次に、処分事業計画についてであります。恐れ入りますが、11ページにお移りいただけますでしょうか。

本年度の事業計画では、都市計画道路代替用地の処分を進めてまいります。平成21年度におきましては、阿波2丁目地内に保有する用地の処分を計画しております。その事業費として、9,922万5,000円を予定しております。平成22年度では、興留5丁目地内に保有する用地の処分を計画しております。その事業費として、7,836万4,000円を予定しております。いずれの処分につきましても、土地開発公社経営健全化計画に基づき処分するものでございます。

それでは、2ページをお開きいただけますでしょうか。

第1表、収益的収入及び支出予算についてであります。

初めに、収入では、事業収益の公有地取得事業収益で9,922万5,000円、事業外収益の受取利息で7,000円、同じく雑収益で9万3,000円を計上し、収益的収入の合計では、9,932万5,000円となっております。また、支出では、事業原価の公有地取得事業原価で9,922万5,000円、販売費及び一般管理費の一般管理費で9万6,000円を計上し、収益的支出の合計では、9,932万1,000円となっております。

恐れ入りますが、3ページにお移りいただけますでしょうか。

次に、第2表、資本的収入及び支出予算についてであります。

初めに、収入では、資本的収入の合計は800万円で、借入金のみを計上となっております。

ります。また、支出では、公有地取得事業費で876万6,000円、借入金償還金で9,930万円を計上し、資本的支出の合計では1億806万6,000円となっております。

5ページ以降につきましては、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもちまして説明とさせていただきます。

平成21年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成21年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 都市計画道路代替用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入 9,932万5,000円

収益的支出 9,932万1,000円

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1億6万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金 1億6万6,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 800万円

資本的支出 1億806万6,000円

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、3億1,000万円と定める。

2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年

度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出予算の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成21年2月19日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第6号 平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。

なお、この報告案件につきましては、去る2月19日、斑鳩町土地開発公社理事会におきまして承認されておりますことを申し添えましてご説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） よろしいですか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 平成21年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時55分 散会）